

第三十八回 参議院建設委員会會議録第二十五号

(三六二)

昭和三十六年五月二日(火曜日)
午前十時二十九分開会

委員の異動

四月二十七日委員小沢久太郎君辞任につき、その補欠として杉原荒太君を議長において指名した。
四月二十八日委員杉原荒太君辞任につき、その補欠として小沢久太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 稲浦 鹿藏君
理事 松野 孝一君
武藤 常介君
内村 清次君

委員

小沢久太郎君
太田 正孝君
小山邦太郎君
村松 久義君
米田 正文君
木下 友敬君
田中 一君
田上 松衛君
村上 義一君

衆議院議員

瀬戸山三男君

国務大臣

建設大臣 中村 梅吉君

政府委員

経済企画庁長 曾田 忠君
合開発局長 鬼丸 勝之君

建設大臣官房長 鬼丸 勝之君

建設大臣官 高田 賢造君
房参事官 関盛 吉雄君
建設省計画局長 関盛 吉雄君
事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員 林 信一君

説明員

法制局第二部 林 信一君
法制局参事官 香川 保一君
法務省民事 局第三課長 小林 国司君
農林省農地 局建設部長 坪井 為次君
運輸省自動車 局参事官 車局参事官

本日の会議に付した案件

○建設業法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

○委員長(稲浦鹿藏君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

本日は建設業法の一部を改正する法律案、これの質疑をいたしまして、できれば討論採決までいきたいと思ひます。それからその次に特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案、これも同じようにいたしたいと思ひます。その次に防災建築街区造成法案がまだ衆議院から上がつてきておりませんので、これはやめまして、公共用地の取得に関する特別措置法案の提案理由の説明を聞くことにいたします。それが済んで時間が許せば、建築基準法の一部を改正する法律案の質疑に入りたい、かように思つておりますからよろしくお願ひいたします。

初めに、建設業法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行ないたいと存じます。なお、鬼丸官房長、それから林内閣法制局参事官、香川法務省民事局第三課長が今見えております。運輸省の自動車局はまだ見えておりません。質疑の方は御発言をお願いします。

○田中一君 では、法制局と法務省の方に伺いますが、この法律で一番問題になる点は、団体に対する明記なんです。そこで持とうという団体は、大体において今存立しているものというものは、七万五千九百三十五名という登録業者のうちの一万人八千名が組織しておるところの、全国建設業協会というものが対象になるように考えられておるのです。非常に私疑問に思ひます。この七万五千九百三十五名のうちの一万人八千名、そして一万人八千名のうち、地方の建設業協会等の組織の中には零細な業者が入つておりますけれども、そのうちの大業者というものは六十名、また別の組織のメンバーになつておるのです。都道府県の一府県ごとにあるところの団体が四十六集まって、全国の建設業者協会を組織しておるのではなくて、むしろそれらを含めたもののうち大業者、いわゆる清水、大林をはじめとする大業者六十名がこれに参画して作つておるという組織なんです。そこで、むろん民法の財団法人であるいは社団法人、これは当然ですが、

あるいはほかの任意団体等も含まれるというように政府は答弁しておりますけれども、的確に政府としてつかんでおる団体というものは、この一万人八千名にすぎないわけなんです。従つて、これに対して建設業の健全な発展をはかるために必要な指導、助言及び勧告を行なうということ、それから報告を求めるところがでるということになつております。それからもう一つはこの団体の届出制、この三つがその内容になつておりますが、七万五千名をこえる業者の中の一万人八千名が、果してその代表権的な、むろん法文上ございませぬけれども、通念として持たれると思ひます。私が一番初めに聞きたいのは、こういう団体を明記して、団体に対するところの三つの権利と義務というものが法律で付与せられるわけですが、これはむろん精神規定だといへばそれまでですけれども、少なくとも義務づけられる点があると思ひます。他にもこういう類似の法律があるそうでありまして、まずこれに賛成した法制局の態度を何つておきたいと思ひます。そしてこれと同じようなものがあるならば、それは何という法律のどこにあるかということを示していただきます。

○説明員(林信一君) ただいま御質問の点でございますが、この業者団体に對する法律の規制という例を二、三調べてみたところ、それぞれ業種、業態、あるいは規制の趣旨、目的等によつて、若干のニュアンスの差がある

ということ、必ずしも一律でない、一律でないというのが実情でございます。今回御審議願つておりますこの建設業法の二十七条の六以下の、建設業者団体の規定に比較的近い類似のものとしては、道路運送法の百二十五条という規定が、まずあげられるのではないかと考えます。この内容は、道路運送事業者その他の自動車を使用している者、こういうもので、団体の構成員に對しまして、調査とか指導とか研究に對しまして、届出義務を課しまして、さらにそれらの団体を含めまして、報告義務の規定を置いております。これが、例としては一番近いのではないかと、例として考えております。

○田中一君 だからこれに似ている法律案があるから、これでもいいのだというわけですね。

○説明員(林信一君) ただいま申し上げましたように、それぞれの業種業態に應じて、必ずしも一律の規定がでない。そこで私実は建設業の実態を正確に把握しておるわけではございませぬけれども、現在建設省におきましては、大体この程度の規定で足りるというふうにお考えになつたという前提に立ちまして、認めたわけでございます。

○田中一君 これは香川君に伺います。が、一体七万五千名の業者に對して一万人八千名で構成している団体が、その総意という認め方をいえるかどうか。○説明員(香川保一君) 七万余の業者があり、団体を構成しているものが一

万八千人の場合に、団体を通じて建設大臣なり都道府県知事が指導すると申します場合には、七万余の全部について指導することが十分でないことはお説の通りだと思ふのですけれども、おそれるかのような団体を規制し、それを通じて指導しようという考え方は、その趣旨は、漸進的に申しますと、ばらばらになつております。団体にも入っていない建設業者を指導するといふことは、いろいろの今後検討しなければならぬ問題もあらうかと思ふのであります。さしあたり団体を構成してある建設業者だけでも、まず指導育成していくというふうな考え方で、かような改正案が考へられてゐるのではないかと申して考へておられます。

○田中一君 香川さん、あなたが所管しておられる司法書士法、それから土地家屋調査士法、この二つの法律の内容といふものがまあ大体同じだと思ひましたけれども、立て方が同じだと思ふのです、これを一つ説明していただきたいと思います。そうしてこの間も建設省の方でこれらのものは強制加入の性格を持つておるかといふところではないかといふことを言つておられるのです、法文の上からいへば、しかし実体はそういう形の運用になつておると思ふのですが、どういふ法律の内容であつて、実際の運用はどうしておるかという点を一つ説明して下さい。

○説明員(香川保一君) 司法書士法と土地家屋調査士法がさしあたり私どもの所管の法律でございますが、お説の通り中身は全く似ておりますので、土地家屋調査士法の例をとりまして御説明申し上げますと、土地家屋調査士になるためには一定の資格を必要としま

して、場合によりますれば国家試験があるわけでありまして。その試験を通り資格を得た者が地方方法務局の調査士となるための登録をいたしまして、この登録を受けたことによつて調査士になるわけでございます。しかしその段階ではまだ調査士業務が営めないものでありまして、各都道府県ごとに組織されております土地家屋調査士会に入会いたしまして、その会員になつて初めて調査士業務が行なえるということになつておるわけでございます。これがまあ強制設立と強制加入の制度といふふうにいわれておる一例でございます。そうしてかような形にいたしておりますのは、土地家屋調査士はもろろん個人でありまして、これを十分土地家屋調査士法の趣旨に従つて業務が適正迅速にされるためには、いかにすればいいかといふ一つの、しかも的確な方法として、調査士会に強制的に加入せしめて調査士会で自主的に会員の指導育成をはかつていく、かような趣旨に出たものであります。この地方の調査士会がさらに全国一本の土地家屋調査士会連合会といふものを結成いたしまして、各地方会に對しましてはこの土地家屋調査士連合会がそれぞれ会員の指導育成のための方策をいろいろ助言すると申しますか、従ひまして、調査士会連合会が全国的な統一のもとに各地方会を指導いたしまして、各地方会が所属の会員を指導する、かような形になつておるのであります。これは現在のところかような制度になりましてからまだ四年余りでございまして、今後の見通しは今直ちにここで申し上げかねますけれども、現在までのところ私どもといたしまし

ては、かような制度は非常に効果的なものだといふふうに考へております。しかし、これは先ほど法制局からお答えがありましたように、各それぞれの業務内容なり、その仕事をする人たちの資格等を考えますと、あらゆる業種、業種について同一の規制をすることは、いかかかと思はれるのであります。建設業者に対する指導といふことも、今直ちに土地家屋調査士制度と同じような形をとることがいいかどうか、別途の問題として、実態に応じて検討しなければならぬのではないかと申して考へるのであります。

○田中一君 法制局では今の香川第三課長が説明しておる通りに、土地家屋調査士会、調査士法または司法書士法に織り込まれてある法文をお調べになりましたか。

○説明員(林信一君) 実は私法務省の民事局の方も担当しております。大體その内容は承知しております。今問題になりました土地家屋調査士、あるいは司法書士の場合におきましては、本来役所の窓口に出る書類につきまして、いろいろな事務をやるという面におきまして、非常に何といひますか、公的な関係、性格の強い仕事であるといふ面におきまして、必ずしもこの建設業者の団体の方とは軌を一にしないのではないかと申して考へます。

○田中一君 陸運局は来ませんか。

○委員(長瀬清麿君) ちょっと速記をとめて。

○委員(長瀬清麿君) 速記をつけ

○田中一君 政府では一体団体がどのくらいあるといふように推定しておるのですか。どうも私は全国建設業協会という団体は、常に大業者中心の運営をやつておりますから、大臣が御就任になると必ずその団体は大臣を呼び、前大臣とともに歓迎会を持つておるといふしきたりがあるようでありまして、従つてどうも全国建設業協会中心の考え方を立てておるのか、あるいはその他に団体として存在する全国のものがどれくらいあるかといふこと等も全部把握して、この団体を考へておるのか、その点を明らかにしたいと思ふのであります。これが成立いたしましたら、当然団体といふものがたくさんできるかも知れぬのです。それからあるいはできないかも知れぬ。できない場合には少なくとも指導、助言、勧告等は業者には徹底しないことになるのです。団体を通じて徹底させようなんといふことは政治のよいあり方ではないのです。もしも実際に国民の権利等が侵される危険があるならば、今法務省が所管するところの司法書士なり、あるいは土地家屋調査士なりの制度をとるべきである。一面道路運送法で自動車業者等同じような形でやつておるといふ法制局の作例から、法制局はそれに同意を示したといふふうな受け取りましたけれども、今運輸省の自動車局の参事官坪井君といふのが来るそうですからよくその実態を伺ひますけれども、どのくらいの団体が現在ありますか、これはむしろ届け出る必要もないからおそらく握つておりませんと言ひかねるわけが、大体現在あなたの方でわかつてい

る範囲の数字を示して下さい。

○政府委員(鬼丸勝之君) 現在あります建設業者の団体につきましては、全国的な規模でその業務を全国的にやつておる団体といたしましては九つございます。全国建設業協会を初め土木工業協会、建築業協会、そのほか職種別の専門業種ごとの団体、これらが九つございます。その地方的なものといひましては、これらの全国的な規模の団体の傘下の団体が各都道府県に相当ございますが、先ほど来田中先生のおっしゃつております一万八千といふのは、これは全県の傘下の都道府県の協会等に入つておる業者でございますから、そのほか職別関係の都道府県の区域の団体といふものが相当数ございます。これらにつきましては現在正確に把握いたしておりません。実はこの辺が今法律で規制されることになりまして、はつきり都道府県知事にも把握されてくるものでございまして、今のところははつきりしたことは申し上げられない状況でございます。

○田中一君 全国的な団体九つといふものはおそらく全部全国建設業協会に入つておると思ふのです。入つていないものがあるならばそれを抜き出して説明して下さい。

○政府委員(鬼丸勝之君) 現在全国建設業協会に間接的にも入つてないと考えられるものは、たとえば左官の関係の全国団体、それから塗装関係の全国団体がございまして、それから管工事につきましても全国の傘下には……

○田中一君 かんこう……

○政府委員(鬼丸勝之君) パイプの管です。管工事の団体。これらはむしろそれぞれの専門業種ごとに地方組織が

またできておると、こりうふに承知いたしております。

○田中一君 法制局に聞きますがね。むろん強制加入、団体の強制加入ということは憲法違反のにおいがするものだからなかなか踏み切れぬということもあると思います。そこで土地家屋調査士法または司法書士法が、議員提案で国会で審議されて通過しているという実情は、法制局ではどういふ考えを持っておられますか、そのことに對しては。

○説明員(林信一君) 議員提案であるから、あるいは政府提案であるからという事で私も差別は別に考えておりませんのでございますが、先ほど申し上げましたように司法書士あるいは土地家屋調査士の仕事を考えますと、登記所その他の役所におきます公文書作成のものになりますものを作成する、という非常に重要な仕事をしております関係から、これはこりうの規制をされたことであらうというのを推測いたしております。

○田中一君 あなた法制局に来て何年になりますか。

○説明員(林信一君) 十年ちょっとになります。

○田中一君 十年。それじゃこの今の前に述べた二つの法律案が一応これは法制局にも話がいったはずであります。あなたの方でそれに対してはあまり賛意を表さなかったことを私は知っております。やむを得ず議員提案という形でこの法律案を提案した。あなたは今議員提案であらうと政府提案であらうと云々、議員提案と政府提案というものの——あらうということじゃなく——違いがあるわけなんですよ。

十年もおればあなたおそくこれに参加したと思うのだ、この立法の手續としても立案としても。あなたが今そりうった、直接国がすべき書類を民間に委任しているのだからそのくらの規制はやむを得ぬじゃないかということも言っておるけれども、今後ともそりうの形が政府提案として出た場合には法制局反對しないのだな、それじゃ。たくさんありますよ、まだ。

○説明員(林信一君) 御説のように強制加入のものも相当あると思います。しかしそれぞれ一応の理由がありましてなつたこととございまして、しかもこの点につきましては必ずしも各人の判断が一樣ではない、主観的な相違もあると思ひます。で、私先ほど申し上げましたのは、でさうがりました法律につきましては、これは議員提案であらうと政府提案であらうと区別する理由はないということを示した趣旨でございます。で、私どもの立場としてしましは、まあ強制加入といううなことはなるべくなら避けたいという気持は持つております。それは間違ひございせん。

○田中一君 それでは現在ある法律のうち、強制加入的な性格を持つている業法というものを一ぺんあげて下さい。

○説明員(林信一君) 私もたくさんは存じておりませんが……。

○田中一君 みなあげて下さい。

○説明員(林信一君) いやそれはこの席ではちよつと、私覚えておりませんがからお答えいたしかねますが、後刻調査いたしましたら全部あげるといふわけには参りません。しかしおそくそれ

れぞれ何か理由があつてそらなつておるといふふうに考えております。

○田中一君 あなた先ほど、その業の実体は知らぬけれどもと言つておりますけれどもね。法律というものは業の実体を知らなければ作るべきものじゃないですよ、實際。法理論的な点では別です。検討はいいでしうけれども、業の実体知らないでやたらに法律、書かれちゃかなわぬですよ。おそらく建設省はこの業の実体を知つてこれを作らう、あるいは業の実体を知りたいために作らうという観念。これは私はこのあとにくる、非常な危険を感じるのです、あとにくるものに。何の

政治効果があるかというところなんです。第一、何を求めておるか。法律をやたらに學者が作るべきじゃないですよ。政治家というものがやはり社会全般の問題に對するいろいろな角度からこれを自分の肌にかか知つて、そらしてこれは考へるべきだということを立てし、そらしてあなたの方のような法律家諸君にこれに對する検討なりみがか上げをお願ひするわけなんです。実体を知らない者が法律を作るなんて、そんな危険なことはいけません。かつての権力政治になつてしまふのです。法律というものはわれわれの生活なんです。あなたが不用意に言つた言葉が知らぬけれども、実体知らない者が建設省のこりうした立案に對して、知らぬけれどもこれに對しては道路運送法と合つて承認したというやうな形の発言をして承認したけれども、これは危険きまりないのです。といつてあなたを責めたつてしうがないけれども

ね、それは。しかしそれは非常に危険です。私は今運輸省の自動車局呼んで

いるのも、これももうずいぶん古い法律ですが、専門じゃないからわかりませんが、いつできたものか知らぬけれども、どういふ運用をしているかというところを知りたいわけなんです。なるほど自動車運送等、他の運送という業務ばかりじゃなく、最近の自動車の交通によつての国民の受けておる被害というものは大きなものですから、これはいろいろ問題になる。建設業だつて同じです。ましてや自動車運送というものは一台の自動車持てば業者になれるのです。建設業者というものは、清水建設のように一年に五百億の仕事で消化する業者もあれば、一日に千円の手間をもちつて生活する業者もいるのです。これ業者なんです。そらして今申し上げたやうに、大臣登録が三千二百十七、知事登録地方業者が七万二千七百十六という数字に上つておるのです。何をねらつておるのかというところが私非常に心配なんです。一体こりうして団体を明文化して、そらしむるん必要な指導とか助言とか勧告というものは、これは強制されるべきものではない。しかしながらその勧告もきかなかつた業者は、知らなかつたからきかなかいのです。業者は、お前はなんだ、政府はこりういふに指導してると言つた場合には、それはマイナスになるのです。この法律をあなたごらんになったでしう、審議したのですから。全部に格づけしうというものが、業者の格づけしう、客観的な条件、主観的な条件というものは、発注者が持つて——発注者というより、国

が行なうところの、国が指導しているのです。全国の発注者に対する指導は、少なくとも公共工事に関する点は、勧告助言に従わなかつたという理由で、主観的な判断のマイナス面が相当出てくる部面があり得るということなんです。これは感じにならなかつたのですか、法制局としては、そりういふ点を意を發言をいたしまして、おわび申し上げておきます。建設省を担当しております以上は、建設業の実態を全然知らぬわけではありませんが、ほかならぬ田中先生の前で建設業を知つてゐるというところはとも申し上げられませんで、そらして申し上げたわけなんです。御心配の点はまことにごもっともなものと存じます。しかしながら、今回の「第四章の三」にございまして「建設業者団体」の規定は、全体といたしまして、非常に、いわゆるやかなかい、いわば法律効果もほとんどないやうな言われれるやうな規定になつております。あるいは事実上の問題といたしまして、勧告なんか出ました場合に、危険があるじゃないかということになります。と、これは一般的な問題でございまして、この建設業者団体に関しましては、そもそも届出義務自体についてまづ罰則を規定してございせん。団体の方の意向にまかせてあるか、あるいは誠意にまかせてあるか、あるいはなつておりますが、非常にルーズな規定でございまして、この程度におきまして、現在の建設業界の実態を拝見いたしまして、できるだけ指導的な行政をしていきたいというのが建設省の御真意ではないか、というやうに推測いたしたわけでございます。

○田中一君 この仕事は公共事業に限つての事です。民間が前科十犯の人間に諸般をさせて、現場でずいぶん安全管理の悪いやつでも、お互いに理解すれば仕事はできるのです。ところが、主観的要素というか、発注者に対して、かくかくの者はかくかくのマインスの面があるぞと言つた場合には、発注者とその人間に仕事をやらうとしないのです。別に会計法の法律の改正がありますが、これは全部関係しているのですが、関係がないことはないのです。そういう危険な者、弱い者、わからない者、字が読めない者もいるのです。業者の中には、私は、なぜ、何のために、何を目的にして効果をねらっているのかわからないのです。わかるのは、権力的な行政指導というものを押しつけようということと

もう一つ、心配するのは、こんな団体をばりきりして選挙に利用されちゃえらい迷惑ですよ。あり得るのです。こんなことは、今度建設省からもう二人ばかり出る。稲浦君は現議員ですが、ほかにも出るそうですが、そんなものに対する危険を多分に感ずるのです。こういう点を、何のためにやるのかという事です。これはまあ耳の痛い方には申しわけないと思うのだが、こういうことはあり得るんです。これは建設大臣に伺いますが、一体何をねらつておられるのか。何がほしいんです。建設省では今日まで御自分のこと以外の指導はしないが、御自分に都合のいい指導はする。たとえば職業訓練法、三年前にできた、ところがこれに對して建設技能者、建設技術の向上に對する熱意というより、なのは、建設

大臣は、歴代の大臣は持つておらんかったんですよ。何をしようとするのか。何を指導しようとするのか。数年來歴代の建設大臣に對して、このままでは日本の建設技術というものはなくなつてしまふですよ。大学を出ても、のこぎりは取れないんですよ。かんなが使えないんですよ。こういうてなめられてきています。何を指導しようとするのか。何を助言しようとするのか。なるほどこの法文を見ますと、はつきりと建設業者の経営規模その他経営に関する客観的事項の審査をするということになっていて、建設大臣はそういうものをねらう必要はないんですよ。役所の仕事を何もしなくても、りっぱな業績とそれから建設をしていてところの竹中工務店という、りっぱなところもあるんですよ。民間でも小さな地方のやつがたくさんあります。歴史に残るいい建築をしてる業者もいるんですよ。これは自分の都合だけを押しつけようというにおいが多分にあるんですよ。そういう公共工事を行なう業者といふものの育成なんか何もしてない。建設大臣一つねらつておられるのは何かという事を説明して下さい。

○田中一君 今大臣の説明、答弁は、全部現在やつておられるんです。政府は何もしないでも、借金しても機械を買わなければならぬ場合は機械等を買っている。今、佐藤工業という会社は、今から七、八年前に苦しい中に二億圓ばかり建設用重機械を買つてそして持つていなければ電燈、電力会社が仕事をくれぬ。今日ではもう十倍も十五倍もするような株価になつてなかなか景気がいいのです。これは何も政府の育成じゃないのです。政府の育成指導という今までの面は、いわゆる建設機械の抵当法とか何とかいう金融措

保、こういうことについて研究もしてもらい、また役所としても必要な事項について団体を通して各業界に浸透するよう、指示といいますと語弊があるかもしれないが、できるだけ政府の考え方を浸透させてもらいたいといううなことをねらつておるわけでございます。もちろん先ほど法制局からおも答へがありましたように、強制加入でございませうし、罰則もございませうし、あるいは強度の政府の意思を押しつけるといふようなことは毛頭考へておりませんが、そういうような相互の連絡によりまして、建設業の適正な発達をはかつていきたい。また時代に即した機械化等を進める上におきましても実態をよく知つて、そしてそれに対する推進をはかる、あるいはそれに対する所要の資金措置を考へるとかいうようなことも、そういう基礎がなければならぬ。今までも全体としては建設業の健全な発達をはかり、工業の適正を期していろいろとやっております。

○田中一君 今大臣の説明、答弁は、全部現在やつておられるんです。政府は何もしないでも、借金しても機械を買わなければならぬ場合は機械等を買っている。今、佐藤工業という会社は、今から七、八年前に苦しい中に二億圓ばかり建設用重機械を買つてそして持つていなければ電燈、電力会社が仕事をくれぬ。今日ではもう十倍も十五倍もするような株価になつてなかなか景気がいいのです。これは何も政府の育成じゃないのです。政府の育成指導という今までの面は、いわゆる建設機械の抵当法とか何とかいう金融措

置をとつて中小企業者のためにやっているとつても、全然中小企業者のためにやっていない。みんな大企業者のためにやっている。なるほど日本の建設力、消化力というものは、これは大企業者に依存しているのは当然です。今までの経過からいつても、だからといって弱小企業者をもう少し積極的にする方途を持つておらないじゃないですか。今の建設大臣の答弁は全部現在建設省がやっていることです。実際やっているのです。これはこれ以上建設大臣を責めたつてしようがないから言いませんけれども。

○委員長(稲浦鹿藏君) 運輸省の自動車局、坪井参事官、蜂須賀総務課長が出席されました。

○田中一君 坪井参事官に伺います。道路運送法の中に、私ちよつと今法文を持つておらんのですが、業者の届出……、それからちよつと建設業法……今提案されている法律案見てくれないかなあ、要綱でいいから、要綱の第四というやつを今質疑しているのです。ちよつと読んでみて下さい。法制局では、道路運送法に同じような例文があるから、それで建設省の要求に對して賛成したということを書いてい

○田中一君 もつと詳しく説明して下さい。何と何と何があつて、こういう場合に、現在、業者としては、あるいは自家用の場合でも、何台くらいあつてそれが府県単位のものにはどれくらい入つてるとか、そしてそれらの団体、あるいは連合会と陸運局との関係は、こうしてこうして指導してこうして。こういう問題をこうしてしていると。いろいろ具体的に説明して下さい。

○説明員(坪井為次君) 運送事業者としましては、道路運送法上いろいろの指導監督の面が強いものですから、事業者に對していろいろの通牒なりあるいは指導について、大体協会を通じて周知徹底をはかり、また協会は、そういうたのめ合によつてわれわれに對していろいろの陳情なりいろいろのものを、協会を通じて持つてくる、そういうたのめ合になつておまして、大体組合としましては、各事業者組合については全業者参加しております。

○田中一君 どうもあなた国会答弁なれないらしいから、ちよつと具体的に伺いますが、バス業者はこれは許可営業ですが、全国で何業者おりますか。それからトラック、それから通運事業——自家用は別にして——タクシー、ハイヤーはどれくらいあります。そしてそれが府県単位にわかれば知りたいたいです。それでそれが全部府県単位の組合に加入しているかどうか。組合の性格は何か。組合が任意組合か、あるいは社団法人になつておるか。あるいは企業組合になつておるか。そしてその一府県単位の組合には許可を受けたもののうちの何人が

入ってあるか、何人が入っておらないかというところを一つ説明して下さい。

○説明員(坪井為次君) 資料をきょう手元に十分整えて参りませんでしたのであれですが、乗合バスにつきましても、事業者数が全国で三百四十六、貸し切りバスが四百二十七、ハイヤー・タクシーが四千七百九、特定事業としては二十四、トラック関係につきましても、路線事業者が五百四十九、区域事業者が六千四百七十一、小型事業者が六千二百二十八、霊柩自動車は五百十六、それから特定事業者が七百四十一、合計一万四千三百二二……

○田中一君 今のトラックのうち五百四十九というのはいくつですか。

○説明員(坪井為次君) 五百四十九というのは路線事業者といまして、積み合わせ事業をやっております。

○田中一君 六千四百七十一というのはいくつですか。

○説明員(坪井為次君) 六千四百七十一というのは地域事業で、いわゆる地場営業です。路線を定めずに貸し切りでやっているトラック事業者です。

○田中一君 小型六千二百二十八で霊柩が五百十六、一万以上もあってあるでしよう。二万以上あるでしよう。

○説明員(坪井為次君) 一万四千三百二二。

○田中一君 一万幾らです。

○説明員(坪井為次君) 一万四千三百二二。

○田中一君 じゃあ、トラックでいきましよう。この路線営業の分五百四十九は組合を作っておりますか。

○説明員(坪井為次君) これはトラックにつきましても、路線と区域と一

しよになっております、トラック協会として。

○田中一君 貸し切りの六千四百七十一は組合を作っておりますか。

○説明員(坪井為次君) 路線と一しよの団体で作っております。

○田中一君 そりすると、一万四千三百二二というの業者は一つの団体に

なっているのですか。

○説明員(坪井為次君) いや、分かれておりますが、霊柩は独立しております。別の組織を作っております。それから小型につきましても、一部はトラック協会の方に入っておりますし、別に作っておりますものもあります。

○田中一君 そりすると、トラック運送業者を営んでおられるのは、全部それぞれの組合に加入している、こりうのが実体ですか。

○説明員(坪井為次君) 大体入っております。

○田中一君 法律はどうなっておりますか、法文では。

○説明員(坪井為次君) 法文では、道路運送事業者はその道路運送事業者が「左に掲げる事業の全部又は一部を行うことを目的として組織する団体」で、団体は運輸大臣に届け出なければならぬ、そういう格好になっております。そして、そういう指導の内容としましては「一 構成員の行う道路運送に関する指導、調査及び研究 二 構成員の行う道路運送に必要な物資の共同購入、共同設備の設置その他構成員の行う道路運送に関する共同施設 三 構成員に対する道路運送に必要なる資金の貸付及び構成員のために必要なる借入 四 構成員の道路運送に関する債務の保証 五 構成員の行う道路運

送に必要なる資金の融通のあつた六 構成員の行う道路運送の用に供する物資の購入のあつた 七 団体としての意見の公表又は適当な行政庁に対する申出」

○田中一君 わかりました。これはいつこの法文は成立したのですか、実施したのですか。

○説明員(坪井為次君) 現在の道路運送法は二十六年に制定されましたが、その前にも同じ法律がありまして、その中に団体の規定があつたかどうか、ちょっと記憶してありませんが、この現行法ができたのは二十六年です。

○田中一君 二十六年というは林参事官はおつたわけですね、法制局に。そりすると、これはどういふところから今言つたような組合を設置しなければならぬといふことになったか。むろんこれははそうしなければならぬかつたといふ理由があつたと思つたのです。あな

た知つておられたら説明して下さい。

○説明員(林信一君) 二十六年当時、現在の法制局の前身であります、法務府の法制意見第四局というところにおりました、法制に関する事務は担当してございまして承知しております。

○田中一君 坪井参事官、今のようないふ法文が入つたといふ理由は。

○説明員(坪井為次君) 私も立法当時の事情はよく存じておりましたが、前からそういう事業者についての組織体はありまして、法文の上で特に積極的なめんどろをみるといふ気持があつたのじゃないかと思つた。

○田中一君 今のトラックの例の中

で、これに入らないものに対する行政指導はどういうことを行なっておりますか。

また、あなたの方で、そういう何か内規のようなものを、指導要綱みたいなものをもちいたらば、一つ資料で出していただきたいと思つた。

○説明員(坪井為次君) 任意団体でありますので、強制的に入れることはできませんので、行政指導で、できるだけ共同の利益のために組織した方がい

いだらうという指導はしております。それから特別なそりうつた内規のようないふものはございせん。

○田中一君 むろん運転手の、従業員

の福利厚生とかいろいろ問題、多々あると思つたのです。自動車の場合には、これは何といふか共通なものとすからね。おそろく規模の大小はあるとしても共通なんです。機械としても自動車一台、トラック一台持てばいいのだから、それで未加入、組合に加入しない業者がおりますか。

○説明員(坪井為次君) 自家用組合につきましても、未加入の者が相当多いし組織も弱いですが、事業者団体につ

きましては、ほとんど入つておるとわれわれは思つております。

○田中一君 知りたいのは、昭和二十六年にこの道路運送法ができたとき、その以前の法律等にやはりそりういふものがあつたかといふことですね。だからこの道路運送法ができると同時に、同じような形の行政指導をして、大体漏れなく組合に加入しているといふことになりまふ。私は今何ていふのは、法制局が、道路運送法の例によつて、建設省の要求に対しては賛成したといふことを言つておるのです。そりすると、建設省は一体今の道路運送法

によるところのトラック業者の実情、こりうしたものまで持つていこうといふねらいを持つておるのか、どうなんですか。むろんトラック事業を行なつて

いる業者と建設省の実情、実体といふものとはおおよそ雲泥の差があります。トラックの場合と違つて、トラックは今言つた通り、日通はこれは別の形になつておるけれども、独占企業的な形態を持つておるけれども、究極どういふものをねらおうとしておるのか。どうも文書の上にある美辭麗句だけを建設大臣が述べて、鬼丸官房長が書いたものを説明するのじゃ困るのですよ。それはわかつておるのです、ここに書いてありますから。何をねらつておるのか、といふことです。もう一ぺんくどく言いますと、どこに持つていこうとするのか。そりして全国建設業協会に加入している六十の大業者と地方の業者とは、おのずから違つたのです。これはどういふ比較にならないのです。トラック業者の場合には一台持つておつてもトラック業を営めまふし、何も百台まで持つて運送しなければならぬといふことではないのだから、百台パレードを作らなければ業者はやれないといふことではない、一台だけでも動ける。建設省の場合は違つたのです。さつきも言つておる通りに、日に千円の手間をもつて行なつておる業者があるといふことですね。逃げるころはないといふことは強制加入じゃありませんと逃げておりますけれども、強力な行政指導というものは、建設省の契約行為で一番明らかになつておるのです。物価が値上がりになつておる、当然予算が二割も低くてくれぬかといふて肩を叩くと、へつと聞いてしまふのですよ。それがまた

下請に出すと、また下請もへつと聞くのです。それも末端の労働者が労働強化となり、十時間働くところを十五時間働くとか、あるいは適当に仕事をこまかにしていくとか何とかいうことをしなければ、できるはずのものじゃないんですよ。末端の労働者というものはね。そこに非常に業態が違ふものなんです。それを一緒にして、結局弱い者、資本のない者が圧迫を受けるわけです。何をねらおうとするのか。この労働組合の団体です。その中に業ではないけれども、これは業法であるから業でなくてはなりませんというところを、おそらく官房長や高田参事官は言に違ひない。業者でおやりなさいと言つても、一人親方というのは別のもので事業税の免除を受けておりますけれども、業には違ひないんです、実体というものは。業者の登録をしていないのですから、それは業者でないと言つて逃げるかもしれないけれども、しわ寄せがそこにくるのです、大きな規模の人たちがものをきめれば、あるいは方針をきめれば、組合員になつておれば下までくるのだから、労働組合にも同じような形の、ここにあるような美しい言葉、美しい目的の条文を入れば労働組合に対しても、これは団体として認めるかどうか。もう少し僕は道路運送法の中に、今何つてみると、なるほどいろいろな問題が道路運送法にはあると思うのです。建設業の場合でも必要ならば必要だということ、もう少し内容を明らかにして、どういう行政指導をしようとするのか、何をねらおうとしているのか知りたいわけなんです。たとえば建設業法の中に、これは三十一年に公布された

政令の中にも、建設業法第三条の「軽微な工事」といつて除外例もある。これは建設業者のやる仕事であるけれども、建設業としては、事業としては認めないということも言つてゐるわけなんです。だから実際にこれによつてどういう方向、どういふものを求めようとしているのかということがもう少し私には納得されなければ困る。そうして現在七万のうちの二万名足らずのものが団体を組織しておりますけれども、これは総意とは認められない。どういふ行政指導をしてこれらの連中をどこに持つていくとするのか。さつき言つたように、これをまた選挙に使おうとは思つておりません。しかし自分の都合のいいように振り回そうという気持は多分にあると思うのです。私はそういう団体がたくさんできるのはいいと思ひます。おそらく全国建設業協会でも心配してゐると思うのですが、同じような業態、同じような建設業法で規制される業者のうち、大小さまざまな団体がこれからできると思ふ。また当然さういふ方向に、利害が一致しませんから、さういふ方向に来るのではなにかと思ひます。さういふものを望んでゐるのか。下請制度というものがございまして、この建設業には、下請は下請の団体を持たせようとするのか。一人親方といつて業者であり、かつまた日雇いの労働者であるといふものがあるわけだ。いろいろです。職種も今度は二十五か六になりますね。二十四になるのですが、これがその職種の中心にも階級がある。それらの階級を使うといふことは公共事業の場合には発注者の権限なんです。結局そこに来るわけですね、機会といふものが。主

観的な要素といふものが織り込まれてくるのです。一番これは強い要素です。勧告を聞かない、助言に対しても耳をかきないといふ業者はこれは認めにくいといふのはこれは当然です。もう少しねらつてゐるものを、今の建設大臣が言つてゐるようなさういふ美しい言葉でなくて、実体はどうなんだといふことをあなたよく知つてゐるはずですよ。大臣は東京におつてさういふ人たちの弁護もしてゐるでしようから。私はこの法律案にいたずらに反対するのではないのです。どこに押し込んでいくとするのか、危険を感じるので。行政指導はどこまでも行政指導であつて、何も権力は持つておりませんけれども、法律的な。もう少し明らかにさういふ方向に持つていくのだといふことを説明してもらつて同時に、内容を文書で作つて提出していただきたい、限界を。たとえばトラック業者のように全部を網羅するような指導をしようとするのか、どこに持つていくとするのか、何といつても御承知のように、全国建設業協会といふのは力もありまた統制もとれ、またりつぱな団体です。またああいふ団体があつてこそ、建設業も零細な者の意思も代弁することができると思ひます。何も競争して今仕事をほしたために競争をするような今の段階でない。もう手持ちの仕事はだれかがやつてくれればいいといふ気持を持つてゐるでしよう。そのくらいに繁栄企業です。それだけに反面脱落する業者がたくさんいるのです。きょう何かの新聞を見ると、前払い保証会社の成績としては今までにない悪い傾向になつてゐると、うらたつております。これだけたくさん

仕事がありながら、中小業者はつぶれていつておる。その中で何を求めようとするのか。僕にはどうも納得できない。それは明らかにさういふ方向に持つていくのだ。法制局では道路運送法にふつてゐるさういふ業種を例にとつて言つておられますから、そのどの辺まで持つていくとするのだといふことを説明してほしいと思ふ。

○国務大臣(中村梅吉君) 大体考え方としては、監督面と申しますよりむしろ助長面の方面に、この団体の屈出を受けて指導をしていきたいといふ考え方に立つておられますから、事例を二、三あげますと、たとえば経理指導のようないことが現在の状態から見て非常に大事だと思ひます。これらにつきましても団体にある程度助言をしまして、団体で経理指導に関する講習会をやつてもらいますとか、あるいはまた建設災害といふものは相当多いわけで、災害を防止するにはどうすればいいか、さういふことを業者団体にできるだけの研究をし、そして推進してもらいますとか、あるいはまた労働者の確保に関する問題等も、これからだんだん深刻になつてくると思ひます。従つて業者団体に相談をして、最低賃金をどうするとかいふ問題もありましようし、あるいはまた従業員の待遇の問題もありましようし、さらに進んでではできれば強力な団体には技能者の養成なども、これは政府もあつちやりますから、民間団体にも一つ組織を作つて、技能者の養成のようないことも力を入れてやつてもらいますとか、あるいはまた資金の面等におきましても、建設業保証会社の制度ができ

ておりますが、この保証の制度の普及、活用等がまだ小さい業者などには徹底してゐない向きもありますから、さういふものを普及徹底させますとか、いろいろさういふ助長面についてはかなり考えられることがたくさんあると思ひます。

それともう一つ、付け加えておきますことは、建設業関係の団体は先ほどお話が出ました、道路運送法による運送業者の団体のような工合に、一本にすることはなかなかむずかしいと思ひます。自動車業者の場合で言いますと、自動車の免許権は陸運局が持つておりますし、あるいは営業台数を増やす場合に、どう割り当てるかといふことも団体に関係がありますから、従つて一本の団体が非常に可能だと思ひますが、建設業の場合はそれぞれ業態も違ひますし、あるいは状況も違ひますから、従つて幾つかの団体がそれぞれの立場なり業態なりに応じてできるとか、私はむしろ当然なんです、これを自動車の場合のように一本にするとか、あるいは建設業協会のようにな大きなものを一本にまとめていくといふことは非常にむずかしいので、幾つできてもよろしいが、そのできた場合には登録してもらつて、その登録団体に対して適當の助言を行ない、あるいは指導をし、できるだけ建設業全体としての健全な発達をはかるようにしていきたいといふように考えておるわけで、その他にも考えれば今後の運営でいろいろ出てくると思ひのであります。従つて一本の団体にして政府の意思を押しつけるとか、監督面を強化するよな意思は毛頭ないわけでございます。さういふ意味において一

つ御理解をいただきたいと思うので

○田中一君 建設大臣にもう一べん伺います、一番危険なのは、一人親方という小請負人が非常に多数あるのです。大体大きな企業に直用の形で下請から供給されている技能者というものは、家へ帰ればこれはもう親方になるのです。大体そうなんです。それで飯場を渡り歩くという人は、むろんあります、それぞれ専門がありますから。町の職人は一体どうするかというところが一番大きな問題なんです。大体において一種の修繕業の仕事です。従って皆さんの団体ができて、それがその団体の中で勝手気ままの団体では困ると思うのです。団体なら何でもいという事ではないと思うのです。何かねらっているものがあると思うのです。ここには財団法人とか社団法人とかいってありますが、その場合にそのいふめんどうくさいものじゃなくて、任意な地域的大工の組合があれば、地域のブリキ屋の組合もあるのです。まあ私は社会党に属しているから、はっきりと労働者という見方をしますが、あなたの方では、あなたの方というとおかしいですけれども、自民党の方では業者という見方をして、どこまでも業者々々としようとするんです。全然性格が違ふんです。実際は業者じゃないんです。零細な、たとえば今施行令では五十万円以下の請負ですね、請負というこれは慣行なんです。請負以外にはないわけなんです。公共事業は全部請負、だもんだから、民間で直接工事をやっただけで請負という形式をとっている、それで税金がかかってくるというはな

はだ実体にそぐわないことをやっているんです。五十万円以下のものは一応請負というワケからはずしてありますけれどもね。これは百万円くらいにしなさい、この機会に。これは建設大臣が省議でおきめになればできるわけですから、当然そうしないといかぬです。百万円程度の仕事は大したものじゃないんです。大工一人です。上がつちやうんです。ブリキ屋が二、三時間で、煙とか屋根ふきというものは一日もかかりはしませんよ。かわらだつて一日の手間になりはしません、そういう業種というものはやはり別に残す、請負事業の対象外にしなさい、百万円以下のものはですね。これは歴代の大任が私どもに何とか善処しようという約束しながら実行しなかつたんです。実体というものは、百万円程度の仕事というものは一人の大工さんでできるんです。建前にはトビがちょつとくればいいんです。それも一日もかかりはしません。二、三時間あつたらすべし建ち上がつちやうんです。その程度の仕事も最初から全部請負という形に契約しているんです。随意契約工事というものは、役所で違ふでしやうけれども、大体百万円以下のものは随意契約でやつておきますよ。従って、その事業という対象じゃないんです。どうです、建設大臣。この際百万円に伸ばすような決意をお示し下さい。あなたが決意さすれば、もうおそく鬼丸君なんか賛成すると思ふんだ。そういうことが実現しなければ、私はどうももう少し審議をしてもらわなければなら

○田中一君 中央建設業審議会では、多数の意見がそれであつたというにすぎないのであつて、何もそれが結論じゃない。審議会の結論というものはありつこないんですから、それは大臣が自由に判断すればいいんです。建設業審議会のメンバーにはそれに該当する者は入つておらぬということですよ。全国建設業協会もその点は再三陳情しているはずですよ。一体住宅建設の促進の役目を持つて建設大臣なんですから、それを事業税の対象として安い単価でもって税金まで払わすなんという考え方をもちやだめです。一応考へるんじやない、長年の問題です。これは鬼丸君あたりがじやまになつてくるのか。歴代の三代か五代ぐらいの大臣が考慮しますと言つていながら現されないうんです。三十万円がなぜ五十万円になつたかというところは御存じのはずです。当初三十万円ですよ、建設業法ができたときは、それが五十

万円になつた。物価がどれくらい上がつてゐるか。これは三十二年です。三十二年、前から五十万円のはずだと思ひますよ。これは、官房長、いつだつたかな、三十万円から五十万円になつたのは。○政府委員(鬼丸勝之君) 建設業法制定当初は三十万円でございますが、それが三十二年に五十万円に限度を引き上げたということでございます。○田中一君 鬼丸君、三十二年から今日まで、建築費の指数というものはどうなつておるか出してくれぬか。○政府委員(鬼丸勝之君) 住宅の木造の構造のものの標準の建築費の指数で申し上げます、庶民住宅につきましては、三十二年の六月を一〇〇としたしまして、三十五年の六月が一七・六と、まあ一七・六の値上りになつております。それから中流住宅でございますが、これも木造の平屋建の場合でございますが、三十二年の六月を一〇〇としたしまして、三十五年の六月には一〇・二と、まあ約二〇％近くは指数の推移になつております。まあ問題は木造住宅の建築費が一番典型的な要素になりますので、一応これにつきまして調査した結果を御披露申し上げます。○田中一君 おそらくことしの六月にはこんなものじやないです。おそらくそんなものじやない。こうして、官庁營繕でさえ何百億というものを山出しておられますよ、木材は、手間も上がつておられます。おそらくそんなものじやない。建設大臣、あなたの任期中にこれを改定する用意がありますか、そういう工合にやつていただけるとい

う約束を一つしてほしい。現に指数だつて上がつてゐるじやないですか。○田中一君 先ほど税金の話も出ましたが、これは税金は別の問題じやないかと思つてゐるんです。ただ、建設業者として登録をする標準になつておるに思ひます。あります、確かに物価指数も上がつていきますし、たしかに、この点は研究をして一つ善処したいと思ひます。今、田中さんの御意見では、間違ひなく改定するといふ言明ができるかといふお話でございますが、私もまだ十分にいろいろ問題について研究をする機会を得ておりませんので、一つ今後の課題にしたいと思ひます。○田中一君 これは税金の対象にならないんです、事業税の。これはどうきめたものですか。それで国税庁の方はそういう措置をとつてゐるんです。それから私はまだ研究が足りません。あまり大臣が早くかわるからなんです。半年か一年でかわつたんじや研究どころの騒ぎじやない、もつと大きな問題があるでしやうから。こういうものこそ早く早く補佐の責任ある官房長あたりが知らせなければならぬ。おかしいよ。これは税金の關係ないんです。どうもまだ私が満足するような答弁を得られませんが、田中君が何か質問するそうですから田中君の方に回しますが、そこで香川さん、法制局、それから坪井さん等、連休のところおいでになつたんで、はなはだ申しわけないと思ひますが、連休のところ予定があつたと思ひますが、そこで私は、団体の問題もどうも道路運送法の場合には

まするけれども、それはここに説明されてあるように、今まではこうこうと、こうことが通例だったのだと、こうだったのだけれども、今度はこういうことが適当だと思ふから、大臣、知事がこれを取り上げたのだと——取り上げたとは書いてないけれども、結局そういうことなんです、これは。この点をお聞きしておるわけなんです。これに關して何か不都合なことがあつたらうかどうだらうかというような疑念が出てくるし、こういう点についての御意見を率直にお聞かせ願ひたい。

○政府委員（鬼丸勝之君）　ただいま御

指摘のように、今回の改正案に規定されております経営に関する事項の審査の制度につきましては、その一部が現行規定の第三十四条の中央建設業審議会の勧告事項の内容になっておるといふふうに考えられます。先生も御承知のようにこの勧告事項といたしまして、「入札の参加者の資格に関する基準」というのがございますが、これの内容の一部として、従来建設大臣登録の業者につきまして、希望した者についてだけ客観的事項の審査をいたして

勧告してきておったのでございますが、これをもつとフェアに正式にこういう事項の審査をするということにした方がいんじゃないかという、と申しますのは、さらに合理的にこれを審査して、その審査した結果に客観的な信憑性と申しますか、権威も持たせるというためには、今回のような法律上の規定を設けてまして、大臣なり知事が責任を持つ。ただ、もちろんその場合にも審査の項目とか基準は、審議会の意見を聞いてきめるということは、従来の経過から見ましても当然必要だと

思いますし、それからもう一つは、審査の結果につきまして異議のある業者者につきましては再審査の道を聞く、こういうことによりまして審査の結果がさらに合理的になる、また従つて客観的な權威も持つてくると、こういうふううに考えたのでございます。もう一つは審査を行なう範囲でございしますが、従来のように、単に建設大臣の登録業者のうちから、希望する者だけに行つて行なうということでは狭いのではない

いか。公共性のある工作物なり施設につきましては、先生ももう御承知のように、都道府県知事の登録業者も相当数の工事をやっているわけでございますから、知事登録につきましては、知事に責任を持ってこの審査をやつていただくということが必要であろう。中央建設業審議会で従来やつておりますのは、とても知事登録の業者にまでは手が回らねるものですから、大臣登録だけに限っているわけでございします。そういうことで範囲を広げるといふことで、今回の法の制度の改正といふことになったような次第でございます。

○田上松衛君 どうもほかの人に時間的に御迷惑だらうと思うから、ずばりとあと一つだけ法の適用の關係ですが、「公布の日から起算して六月をこえ一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。」と、こううたつてあるわけです。そこでこの法案は、今までに行なわれた事業等については、着手して未完成であるというよりなことについての場合ですね、これは適用されますか、されませんか。そこでずばり申し上げると言つておいたわけです。からだ、せんだつて私お伺いし

た横浜市の文化体育館のあの不始末、あれは取りかえなければならぬことになつてしまつたのですよ。ほゞいてしまつて、これからまたやりかえるといふことになるのです。こういうものについては、建設大臣もしくは都道府県知事が、これに対して何か指導監督あるいは内容等について発言される権限があるようになるのかならぬのか。抽象的になるのですが、ずばりと一つ答えて下さい。

○政府委員(鬼丸勝之君) お尋ねの御趣旨はちよつと十分のみ込めないのですが、この前お尋ねの横浜市の文化体育館につきましては、先般申し上げました通り、現在市においても調査をいたしておりますので、なるべく早く調査結果が出るように督促をいたしまして、調査結果によりまして、現行建設業法あるいは建築士法による適正な厳正な処置を講じて参りたいと、こつちふりに考へてゐるわけでございます。今回の改正法によりまして直接この実際の処置には影響はないといふふうに考へております。

○田上松衛君 なかなか厄介な内容の

ことですが、基本的な考えとして聞いておきたいことは、これで見ますと、今後公共性のある施設あるいは工作物に關する建設工事の入札に参加しよりとする建設業者についてこれこれができる、こうしてある。そこでお伺いしておきたいのは、大林組がやっているのだけれども、まあ初めからやりかえなければならぬと思う。もちろん事件自体はそれぞれの間においていろいろするでしょうけれども、もう一つ突っ込んでこれを作る、こういうふう

何か強い発言をされるようなことができぬのだろりか、こういうことなのですよ。

○政府委員(鬼丸勝之君) 建設業法による処分といたしましては、先生も御案内のように、建設業者が故意または過失によって施工を粗雑にしたと、そのために公衆に危害を及ぼすおそれがあるというようなことが判明したた

しますと、必要な指示をその当該業者にする、あるいはこういう措置を講じなさいということをお告するということが一つ。それから情状によりまして営業の停止、取り消しという処分を行なうわけでございますが、そこで、ただいまお尋ねの、そういう処分を、今回の改正によりまする経営に関する事項の審査の制度との関係でございますが、この経営に関する事項の審査につきましては、さきの委員会でも申し上げましたように、客観的事項に関する審査でございますので、この審査結果に、たとえば某建設会社のそういう不始末と申しますか、工事粗漏による事故というようなことをうたうというわけには参らないと考えておりま

す。そこで、これは発注者におきまして、主観的要素の審査の内容として、発注者側、注文者側でそれを取り上げていく、発注者側におきましては、この経営事項に関する客観的要素の審査結果と自分で判断する主観的要素、つまり、これは工事のできればえ、でき、ふできは当然入りますから、そういうものを審査検討した結果をあわせて、いわゆる格づけを行なうわけでございます。こういう建前になります。が、御懸念の点で、私どもといたしましては、法律上はそういう建前に

なっておりますけれども、業者のそういう重大な、あるいは珍しいと申しますか、珍しい重大な事故等につきましては、一般的に行政指導といたしまして、当該業者に対してしても十分注意し、今回の改正規定によりまして、勧告も積極的にできますから勧告もいたしたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○田上松衛君　せんだつてのお言葉を繰り返すようなことになってしまふわけなのですけれども、私は少なくとも需要者側、いわゆる大部分の国民の立場に立つて考えるときに、法律が文章の上でどう書かれようとも、そのことが直接需要者の希望、要求、的確に言うならば、安心してやる事業の行き方に持つていかなない限りは何にもならないと思うのですよ。法律学者が解釈をどうするかなどというようなことを研究することは違ひまして、国民は、多少場合によつては個人の権利が侵されるような場合があるといつたし、まして、しかしそれがほんとうに安心させてやるのだというように適用されるならば、そういうものをこいねが

うわけなんです。一部改正して、ある一部でこいういじくりして、これはこの意味だ、あの意味だなんと言いたところで、国民はそんなことはどちらだつても聞きたくもないということなんです。一つのものであつても、魂の入つておるものであるならば、それを歓迎するだらう。それで今のようなこの改正案というものは適切じゃないと、この条項はそういう意味ではないとかというようなことをもてあそんでいふようなことではいけないと思ふのです。横浜市民の立場になつて考えて

みると、今でも建設業法の一部を改正するといふようなことがいろいろ出ておるらしいのだが、何とかみんなが、三千万や五千万の仕事ならどうでもいいんですが、幾億かという大きな利害に關するやうな問題を、せつかく、たまたまこゝろの議論をやる中でも何にも出てこないやうな結果に陥るやうであれば、がっかりしてしまふわけなんです。私は、だから、まあしかし、これをそのためにどうこうするといふことは無理でだけれども、広義に解釈して、できるだけこの活用をすすね、若干の無理があつてもさうしていただきたい。結局それは、この前も申し上げましたやうに、業者のためにやるのではなくて、国民のためにやるのだ、需要者のためにやるのだといふことを、こゝろの問題を通して知らせ、もう一つの事実關係といふものが国民に、さすがに日本の国家はありがたいといふ觀念を植えつけさすやうに一つ努力していただきたい。答弁を求めるとは無理だと思ひますから、重ねてこのことを大臣に對してお願ひをしておきたいと思ひます。(賛成)と呼ぶ者あり)

○田中一君 できるだけ早くやつてくれといふ要求があるので、最後に念を押しておきますがね。輕微な工事といふものは五十万円だ、これを一つと引き上げなさいといふ要求を先ほどから申し上げておる。そこで輕微な含みとして、町場の職人です。これを業者とみなすといふことは間違ひなんです。この工事の完成契約といふものは、大體請負形態をとつておるのが慣習なわけですよ、御承知のやうにですね。しかしほんとうの仕事といふものは、百

万でも二百万の仕事をやつても、これらのものは請負といふ形ではないのです。手間です。材料はめんどくさいから大工さんが持つてきて下さいといふやうなことで、大工さんが持つてくるわけですよ。町場の職人は手間請負と認めようとするところに無理があるのです。これは私の場合ではございせん。こゝろにほかの各地方から来ておる地方選出の議員もたくさんいますから、おのづから自分のところの職人、大工が何をしておるかといふことはわかつておる。材料持ちになる、どうしてか。ブリキ屋だつてブリキの仕事の手間なんです。ブリキ屋に、自分が買ひに行くのがめんどくさいから、ブリキ屋さん頼みますよと言われて持つてくる。だから請負だ。材料持つてくるということになる。それと今こゝろで考へられておる請負業といふものは絶対に違ひです。建設業といふものは違ひやうといふところに無理があるのです。法文からいけば、五十万円以上の請負工事をしたものは全部これに登録しなければならぬといふことになる、そこに無理がある。といつてその場合にはこゝろせい、あせいといふやうな、これを緩和するやうな扱い方をあなた方がとるといふならこれは別問題である。百万、二百万の仕事をやつても、これは実際の形式は請負工事をしたけれども、それじゃ困るのです。たとえばこゝろの例があるのです。四日市で災害でもつて石原産業の住宅が全部つぶれた。そこは財団法人日本労働者住宅協会というものができておりまして、さうしてこれに住宅金融公庫が融

資をして、それで建売住宅といふものを供給しておるのです。これは労働組合にまかしたのです。仕事は全部労働組合がやつておるのであります。ところが、どうしても請負じゃなければ困りますといふ、国の資金が出ませんから請負にして下さいといふ。この労働組合は各職場が集まつておりますから約一億円くらいになつておりますよ、ずつと継続してやつておりますから、一億円といつてびつくりしてしまふ、税務署でも何でも。さうでない、十三坪から十五坪程度の住宅をこつこつと作つておるわけなんです。請負でも何でもない、こゝろは大工さんが行つてやつておるのですから。さうすると業者じゃなくちゃだめだ。労働金庫は、これは契約のみの担当者、契約事務を扱つておりますから、日本労働者住宅協会が契約者なんです。請負の、こゝろでも請負契約なんです。手間と材料が上がつたものなんです。しかも、どうして請負じゃなければ困りますと、こゝろの請負じゃなく、国の場合には請負契約となつておりますからね。制度が悪い。五百万、千万のものでも、現在あるところのいわゆる建設業に登録される業者といふものは、やつぱり請負契約そのまゝした方がいゝからしておりますが、町場の職人はさうじゃないのです。これ一体どういう工合にそれを規制しようとするのか、これをはつきり聞いておきたいのです。

それは団体だといふ形でもつて持つてこようとするのかです。その点は非常にあいまいなんです。○政府委員(高田賢造君) ただいま田中先生から町場職人の建設業法を適用する場合の條件についていろいろ御質問がございました。現状について申し上げますと、町場職人の中にはお話の大工等もございしますが、そのほかに相当、塗装であるとか、あるいは各種の職別業者といふものがあるわけなんです。職別業者といふものがあつて、御参考までに申し上げますと、いゝゆる町場職人に当たりますものは、建設業法上、従来の現行法でいう職別業者に当たつております。これが今度は専門といふやうな名前に変わりました、実態は従前の職別業者であります。職別業者の登録状況を念のため御参考までに申し上げますと、ある程度業種の実態がおわかりいただけるかと思ひますが、関東近辺で多少一、二の例を申し上げますと、山梨県の場合を一番近うございしますから申し上げますと、おおむねこれは知事登録について申し上げますが、職別業者の登録は四十八名でございします。そのほか広い東京を例にとりまして二千八百十一名しか登録してありません。大部分はいゝゆる建設業法上の職別業者ではなくて、そして登録しているわけではなくて、さうして登録している手間としてやつておるやうなのが実態じゃないかと思ひます。現状は、現在の登録の数等から實際について申し上げます。○田中一君 今のそれは、現在まであなた方調べた範囲ならさうなつてい

という報告にすぎませんが、事実において一割七分なり一割九分というものが上がっているわけですよ。今まで五十万円未満の軽微な工事として、業者の扱いを受けていなかったという場合ですよ。それが一割九分なら一割九分ふえれば四十八万円のものも五十万円こえるのですよ。その場合どうするのですか、そういうものを地方自治体は登録せよと強要するのです。

○政府委員(高田賢造君) なお追加して御説明申し上げたいと思いますが、五十万円工事とございしますが、これも田中先生御承知の通り、職別業者の大体の実態は、ある建設工事におきまして、一件において受けます工事というものは、これは大体わかり切ったことを申し上げて恐縮でございますけれども、おおむね非常に金額が少なうございします。従いまして、職別業者でそういう部分的な仕事を下請でやっておるという場合はいわゆる手間、あるいはかりに手間ならちろん五十万円こえてもよろしいわけでございますし、かりに請負といたしましてもおおむね五十万円以下であるというこの結果、現在の知事登録の実態、先ほど申し上げましたような状況で、いわゆる町場職人が建設業法の適用を受けているということとはごくむしろ例外的であるというふうに、私も数字の上で申し上げておきます。

○田中一君 御承知のように、十五坪のうちを作るにも棟梁なりトビなりが形式的には請け負ってやるのです。そんなブリキ屋なんか云々しているのではないのです。棟梁と称している連中、親方という連中が請け負ってやっているのです。今まで四十八万円で

やった、総合請負なんです。決して部分じゃないのです。大工さんがやってる。総合なんです。土方も使えば配管工も使えばするのですよ。棟梁という者がいるのですよ。これはトビもやっていますし、ブロック業者なんかもやっています。むしろ大工はやっておりません。ある場合にはブリキ屋も請ける場合もある、総合的なものを。これは何でもありません。ブリキ屋だって大工呼んでやればよいのです。そういう場合に、今言通り、法律並びに、政令、規則等で、この法律を通して見た場合には、現実には昨年の場合でも一割九分なり一割七分なり上がっているのですよ。ことはおそろく二割五分から三割くらい上がっているでしょう。

その場合に、今まで四十万円、これはなんでもしょう、さつき大臣は税金に関係ないという事業税に税金があるのです。五十万円以下のものは免税措置をとっている。所得税はとられませんが、事業税は対象になっておらないわけですよ。軽微な工事として、請負工事としてはなっていないのです。これは官房長が耳打ちしたので、官房長がそれを知らぬなんてとんでもない。官房長ですよ。そのくらい調べなさい。免税点になつていまして、五十万円はね。軽微なものとして請負と認めない。請負なら事業税の対象になるのですよ。それがなっていないのですよ。今度物価が上がったのですよ。今まで四十五万円のものも五十万円をこえた場合には、税務署は得たり賢しと来ますよ。だから軽微な工事の額を上げなさいと言っているのですよ。もしもそうじゃないとするならば、私、今国税庁からだれか呼びます。私の言葉

をそなら呼びます。呼んではつきりしうしょう、大臣がそういう間違いをしておるなら。私はそういう工合に承知しておるのです。事業税の対象にしていないのです。五十万円以下の工事といふものは、むしろ所得税は当然かかってくる。だからこの額は、こうして団体等でもって相当な指導、助言、勧告等が行なわれる場合には、それらを含めるといふことに地方の自治体はならざるを得ないのですよ。この際、今まで何でもありませんが今度は登録をしなければならぬじゃないかと、強要されるのですよ。それはどうするかというのです。それじゃ当然軽微な工事というものを、額を上げる以外にないのですよ。中央建設業審議会だつて、何もこんな結論が出ないといつて、反対だといつていやしませんよ。どういふ答申を求めたか、原案を一つ知らして下さい、官房長。中央建設業審議会に提案した原案はどういうことになつておりますか。庶民住宅を促進してたくさんふやそうという建設大臣が、いいですが、それらを作るところの職人に余分な負担をかけるということは、いい政治じゃございせん。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいまお尋ねの、建設業法の適用除外の工事規模の限度額の改正につきまして、中央建設業審議会に大臣から諮問をしていただいたのが昨年の十二月でございます。そこで一応審議会の総会におきまして、これを部会の方におろすということになりました。ただ、部会でいきなりこれを審議いたしました、小委員の間だけで結論を出すのは徳当を欠くおそれがありますので、部会を開きま

す前に、関係団体からそれぞれ代表の方に参考人として来ていただきまして、懇談会の形式で審議をいたしました。そのときに実質的な意見がいろいろ出てきました。その当時参加いたしました団体といたしましては、全国建設業協会、日本塗装工業会、日本電設工業会、日本左官業組合連合会、日本管工事工業協会、東京都建築業組合連合会、それから全国建設労働組合連合会、という団体の代表者の方に特においでをいたしまして、忌憚のない懇談、御意見の開陳を願つたわけでございますが、その結果は、大体大勢として二通りの意見に分かれまして、現行の五十万円の基準をむしろ撤廃するか、あるいは引き下げるべきである、という意見が一つと、それからは百五十万円に引き上げるべきである、二通りの意見に分かれたわけでございます。私もどつちもいたしません。むしろ事務局の立場で、これはもう虚心たんかいに参考人の方の意見も伺い、各委員のさつぱらんな御発言も願つたわけでございます。その結果どういふ二通りの意見に分かれまして、その引き上げるべきであるという意見は全連連連の方でございます。それから撤廃するか引き下げるべきであるという御意見には、管工事の協会とか、電設工業会、左官業組合連合会、東京都の建築業組合連合会、それから東京の川島教授という方々でありまして、そのほか検討の過程におきまして、全国建設業協会あたりが、今回の登録制度の整備に関連いたしまして、総合工事業の方の登録制度をとるといふようなことと関連をして、いろいろ

意見が審議の過程においては出ましたが、全国建設業協会も、結局現状据え置きが無難ではないかという意見が最終的には出ました。そこで大多数は、むしろ引き下げるというの意見がなものであろうかと、結局現状据え置きと、ただ将来の問題として、物価趨勢等がよほど変わつて、しかも建築費も上がってきたというふうな事態になれば、そのときにまたあらためて検討したらどうかという、まあ希望意見が出まして、答申は、現行の五十万円を据え置くことが相当であるという内容の答申に相なつた次第でございます。

○田中一君 建設大臣、三十一一年から今日まで、三十五年、昨年まで一割七分ないし一割九分上がっているでしょう。それどうしますか。これは軽微な値上がりだから、そんなものは事業税払つたていいじゃないかというお考えですか。そういう昨年十二月の答申に基づいて考えた場合、おそろく一七ないし一九というものは、昨年の、三十五年十二月の中央建設業審議会に付議された場合の指数だと思つて、それが一九ないし一七%上がっているにもかかわらず、そのまま据え置きが妥当だという論拠がわかりません、僕には。それはやはり五十万円という一つの線があるのです。これは当然四十八万円の場合をこえるわけですよ。その分だけ負担が余分にかかるわけですよ。公共工事の単価というものは上がつておらないのですよ。予算上の単価というものは。そんなものは大工さんでも棟梁でも税金払つたらいいじゃないかというお考えですか。

○国務大臣(中村梅吉君) 建設業協会の、ただいま官房長から申し上げました建設業審議会の結論が出ましたところには、まだ物価指数等も、なるほど変動はいたしておりますが、この程度ならばこのまま据え置くのが妥当だろうという結論であつたと私は思うのであります。そこで問題は、先ほど御指摘のありましたこの市町村工事等でありまうと、公共団体でありますから、請負でなければ困るということになるかも知れませんが、大体個人の工事を建ててかえるとかいうような場合を見ておきますと、やはり大工さんは手間が幾ら、材料が幾らという大体の目標額を出しまして、そして材料を買つてきますと、材料の受取書を建主の方へ出してやつておるうちに私どもも見ておるのであります。従つて、そういう場合には、純然たる大工さんのやりまうすることは、俗にいう棟梁のやりまうことは手間工事でありまして、たとえ材料その他入れまうと五十万円に越える場合でも、やはり五十万円以下の工事として扱われてしかるべきじゃないかと私も考へておるわけでございまして、まあそういうような点につきまうては、今後いろいろ一つ検討しまして、できるだけ零細業者といひまうか、俗に申します大工さんの人たちに迷惑のかからないように一つ配慮していきたいと思ひます。

それから、先ほど実は私も十分に知識がありませんで、所得税については、所得があれば所得税は、たとえ五十万円以上であらうが以下であらうが、累算をして所得税をかけられるんだと思つておつたのでありますが、そ

のほかに、なるほど御指摘のように、事業税という問題があります。これは確かに業者として業法による登録を受けていない者は事業税は賦課されないと思ひますから、従つてその点の差異はまああると思ひます。その点私の先ほどの言葉は、所得税を中心に考へておりましたものですから、訂正をさせていただきますと思ひます。

○田中一君 それじゃ、国税庁に対して、約二割値上げになつてゐるから、二割分だけのものは免税点にしてくれという大臣からの要望をいたしまうか、具体的に施策というのはいさうなことなんです。そんな川島武宜さんなんかは大工の実態なんかわかちやしません。まして官房長やその他の人たちはわかりません。大工さん呼んで下さい、どうなつていますか。税金は、査定には認定査定というのがあるのです。私も常にそういう連中から陳情を受けてゐるのです。税務署へ交渉に行つてゐるんです。内容がほんとに、大臣が言つてゐる通りに手問請負でありながら、冗談言つてはいけません、これは二百万かかつてはいけません、これは二百万かかつてはいけませんよと言つて、認定して徴税してゐるのが実態なんです。知らな過ぎるのです、あまりに。そのためにもう三月末の申告の、これにはいろいろ相談にくるのです。事実をうたつておつたて、それはそんなこと、形式を——これは二百万の工事じゃないか、こゝうやられるわけです。認定されてくるのです。ずばつと税金がかつてくるのです。事業税がかつてくるのです。そうなる、建設業法を委任されてゐる地方の係官は、これはもう早く登録せよ

登録せよ、違反だ、こゝういつて強制してくるのです。こゝういふことを官房長、知らないのじゃないかな。その二つの問題に対してどういふ措置をとるか、それを伺つておきます。二割上がったといふことと、これに対しては、事業税の決定については、大臣の方でどういふ申し入れを建設省としてしようとするか。それから地方の県庁等で、都道府県で登録をせよ登録をせよといふことをやかましく言つてくるけれども、それに対してはどういう態度をとろうとするか。たかだか一万円か二万円、三万円、四万円の差いでございまして、法律上登録しなければならなくなつてくるのです。そういうことを登録せよといふて要求するのは当然なんです。暫定的にどういふ措置をとろうとするか。その二つの問題で納得できればけっこうです。その点を明らかにして下さい。

○政府委員(丸山勝之君) お尋ねのうち、最初の建築費が二割近く上がったこと、それから、一件当たりの工事金額を二割増しにして、それを事業税の対象からはずすように申し入れをせよという御意向のようですが、この問題は、たゞ建築費と工事費にスライドして、事業税の査定といひますか、賦課するかどうかといふことをきめるといふことは、今の税法上の建前から申しまして、ちよつと、申し入れましても効果がないんじゃないか。私もどうも思ひます。審議会でもなお検討する事項になつておられますのは、零細業者について不当課税が行なわれてはいないかといふことが一つと、それから一面零細業者の方がきちつと、もつと合理的な経理をやりまして、資料もちゃんとす

るといふことによつて、税金が適正に課せられる、あるいは課税をされる必要がなくなる、そういう両面の措置を考へていかなければいかぬ。そこで審議会におきましても、そういう零細業者の実態の経理状態などを、実際にもつと検討いたしまして、そういう実情に即して、その結果国税庁側でも考へ直してもらいたいという意見を、具體的な意見を出しまして申し入れると、一応そういうふうに考へております。

それから、次の一件当たり五十万円が、二万、三万はみ出したというために、未登録の烙印を押されたというために、登録をやかましくいわれるという事例を私どももまづ聞いております。私どももいたしましては、その厳密に、しゃくし定木に、大体一件当たりの工事の評価自体もこれは問題ですから、五十万円が五十一万円になつたのが、ほんとうに客観的に妥当なものであるかどうかという問題もあります。そういう一、二万円のふえたといふことで役所側がいきなりやかましく登録をいひますか、まあ、しゃくし定木な監督といひますか、指導をしないようにむしろ注意してもらいたい。もう一つは、いわゆる下町職人の手問仕事につきまうては、一体現行法の建設工事の完成を請け負う営業であるかどうか、この実態の認定の問題が出てくると思ひます。まあ私もどうも思ひます。そういう現場職人のいわゆる手問仕事につきまうては、ほんとうは建設工事の完成を請け負う建設業といふものとは本質が違ふのじゃないかといふふうに考へておりますから、その実態が建設工事の完成を請け負う営業でない限りにお

きましては、これは五十万円の制限の問題にもならないわけでございます。で、いわゆる職人の手問仕事といふことで、業法とは関係がない、そういうことをもう少し府県の担当の部課に趣旨を徹底いたして参りたいといふふうに考へております。

○田中一君 その答弁のうち、たとえば骨屋は製造業になつちやうのです。加工業になつちやうのです。骨の張りかえとか、裏返しとか何とか、これは手問でいい。そういうものがたくさんあるのです。微妙なものがある。建設業といふのは、総合組み立て業ですから、建設業といふのは製造業とも見られる。骨の場合は、骨といふ一つの商品を作つてゐるものと見られる。ましてや、自分のところに土間二坪か三坪あれば製造できるから、骨といふものはそれでいい。これも一時はえらい問題になつたことがある、名古屋方面で。そうすると事業者の立場、そうならざるを得ないのです。そういう点で非常にいいまいものがあつたのです、実際に。建設業の各省の部門にも、ただ単に手問々々といひまして、五十万円未満だからいいじゃないかといふものじゃない。

そこで僕は言ひますがね、そういうものをもつとはつきりしなければいかぬと言ひます。特に請負工事といふものは内容は問題ない。内容は何をやつてもかまわぬ。金額で押えてゐるのがこの施行令です。金額は、施行令で内容は押えてゐる。そういう多種多様なものです。製造業も入つていけば、いろいろなものが入つています。だから請負業として金額で押えようといふ考へ方なんです。五十万円で押え

られておる。一万円のもの、二万円のものというのじゃなくて、現在のありのままのことをどうするかということに言っている。だから税金の問題、できなかつたら、これを待ちなさい、六十万円でも、七十万円でもふやすべきです。物価が上がっている以上、免税点を上げてくれという要求がでけないとするならば、これをやるわけです。こう上りました、こういう工合になりましたから、当然免税になりますということを意思表示すればいいのです。

もう一つの、地方に対する指導はあたりまえのことなんです。それは通牒を出しますか。一万円とか、五万円とかという金額を入れずに、物価も上がっているから、そのような指導をせよ、そのようにせよという指導をしますか、行政指導……それは議事録に残して下さい。

○政府委員(鬼丸勝之君) 先ほどお答え申し上げましたような趣旨で地方に対して通牒を出しまして、行政指導に遺憾なきを期したいと思っております。

○田中一君 もう一つの軽微な工事というものは、中央建設業審議会、そういう結論が出ない。現状のままという結論は出ているけれども、事実において政府の答弁の資料の中にある通り、二割程度も上がっている。二割程度、直ちに大臣の権限で上げて下さい、ちよど六十万円ですから、とりあえず六十万円をせよとね、税がかかるわけですね。これはほんとうに、もうそれこそそんなことは建設業審議会に審議する必要は何もない。物価にスライドすればいいのです、余分に負担

させるとのじゃないですか、それは五十万円程度のものは、庶民住民ですよ。小規模の店舗ですよ。そういうものを促進する建設大臣が、それを一つ答弁して下さい。それが今言通り、私が申し上げている通り、それが筋の通った答弁じゃないと、どうもきょう、だいたい皆さんおなかすいたらしいけれども、まだ質問を保留しなければならぬ。

○国務大臣(中村梅吉君) 私も、先ほど来考えておったんですが、施行令で五十万円に満たないというのを書いてあるんですが、金額を田中さんの御指摘のように上げるのがいいのか、あるいは金額の問題でなしに、金額は五十万円にしておいても、内容において、たとえばもっぱら手間で、賃金で働く場合にはどうかという、内容の説明をさらに施行令に付加するのがいいのか、これらの点につきましては、

もう一度、一つ建設業審議会に私ども諮りまして、専門の人たちの意見も十分聞いて、結果的には一つ田中さんの御趣意に沿うような方向に進めたいと思っておりますが、とにかく建設業審議会にお諮りをして、そうして十分検討をした上の一つ結論にいたしたいと思っております。

○田中一君 請負工事というものは、政府が行なっているのも一枚の紙なんです。内容は何かないのです。何にもない、内容は……この家はかくかくの材料を使って、こうなっている、紙一枚でできるのです。これが八十六万なら八十六万の契約なんです。これが横行なんです。帳面があろうがなかろうが、そんなことは、契約には

何も相手方が文句を言うべきものじゃないのです。もしもほんとうに内容が、手間が幾ら、材料が幾らというならば、契約の最初からそういうものを求めなさい。経験でものを言っているのです、小さい場合……一坪六万円できている公団住宅もある。隣にできて六万円なら六万円で妥当なものだというなら、この六万円の紙一枚、金額を書いて出せばいいのです。これによって契約するのです。だから、そんな官房長が言っているように、内容がどれか手間がどれか、材料が云々ということを書くことは請負工事にならないのです。実質計算の工事なんです。かかったものの次第なんです。一割の利益を上げます、手間を上げますというなら、そんなものじゃないのです、今の契約方式というものは、内容は何でもあってもいいのです。鉄材が予定よりも二割高くていいのです。そのかわりセメントが三割安ければいい。請負工事の契約になるのです。内容の問題じゃないのです。安い材料を買ったときもあれば、高い材料を買ったときもあるのです。手間云々の問題ではなくて、請負工事というものは、そういうものなんです。それを帳面とか何とかがもって、内容でもって規制しようというのを大臣はおっしゃっておられるけれども、そんなものは何にもならない。そういうものは義務づけられないのです。

そこで今建設大臣、いつまでに、そういう内容をよく調べて、いつまでにそういう審議会、そういう結論を出す、今ここのところ、それを伺っておきませう。今ここのところ、大臣にすぐこうせいで言っても無理だろうと思ひながら、早い機会というものは、今度いつ中央建設業審議会があつて、それに対して具体的に、ただ単に、そういうものじゃなくて、軽微な請負工事というものがあつて、それによって、いつごろまでに結論を出すという一つ言明をして下さい。それでやめます。それでいいです、言明をしてもらえれば。

○国務大臣(中村梅吉君) 努めて最近のうちに諮問をいたしたいと思ひます。ただ、これだけを諮問するのでもうかとも思ひますから、いずれ他の事項についても、建設業審議会の御審議をいたさなければならぬ事項が現に出ておられますから、これらと一緒にいたしまして、できるだけ近い機会に諮問の手続をとりたいと思ひております。

○田中一君 念を押しておきますが、あなたはやめちや困りますよ。七月に改造があるなんて言っております。そうしたら私は知りませんでは困りますよ。少なくとも、あなたの任期中に結論を出して下さい。

○米田正文君 時間がないので、私はたつた一点だけ伺ひますが、もう私から申し上げるまでもなく、池田内閣の所得増進計画では、この十年間で公共事業だけで十六兆一千万と言っているのですが、民間事業を含めたら大へんな事業量になるのですが、それを今の七万五千の建設業者で、ほとんど施工していかねばならぬというので、私も、はたしてこれからの、こういう土木建築事業をこなしていく能力がありやないやという点について、だいぶん心配をしたものの一人です。

○国務大臣(中村梅吉君) 今度の建設業者の能力として十分なりという御判断でしょうか、あるいは十分でないという御判断でしょうか、その点を一点お伺ひいたします。

○国務大臣(中村梅吉君) ただいまの御指摘の点は、私も同じような心配をいたしておるわけでございますが、まあさうな観点から、今回の業法改正もお願いをいたしまして、努めて建設能力の増強に向かひまして、適当な行政指導を行ない、建設能力を強めていきたいと思ひております。この目標だけは、何としても達成しなければならぬと思ひておりますので、法律の運用を初め、その他あらゆる角度から、建設能力の増強に努めて、目的の達成を期したいと思ひます。

○米田正文君 私は、そういう観点から見て、今の業者の建設力では十分でないという点については、もう大臣と同じ感じをいたしておるわけでございます。

そこで、これからの業者にこの大事業を消化していく能力を与えるために、いろいろな施策をしていかねばならぬ、そういう趣旨からいって、今度の改正は、私は不十分だところ思うのですが、不十分であり、早急に、ほんとうにこの所得増進計画に対処する根本的な改正をする必要があると思ひますが、大臣、どういうお考えでございますか。

○国務大臣(中村梅吉君) まあいろいろ考へる余地はございますが、実は、この建設業法の改正に際しまして、中央建設業審議会の方々にも十分論議をしていただきました、今回は、とにかく

くこの程度が妥当であろうという結論をばれて、提案の運びにいたしたような次第でございます。

なお、御指摘のように建設能力を強めて参りますには、技能者の養成という点も非常に大事であります。技能者の職業訓練を大いにやっていただく、できるだけ力を注いでやっていただく。なお、できますことならば、この建設業団体の登録等の手続を終えて、この改正案による組織化をはかりまして、団体の方でも、これはなかなかむずかしい問題と承知しておりますが、一つ知恵を動員して技能者の養成をやつてもらいたい。また団体を通して、適當な行政指導を行ない、あるいは金融措置等につきましても、政府として努力をしまして、建設の機械化を大いに促進をいたしまして、これでも、できるだけ一つの能力の増強をはかつていきたいというように考えております次第であります。

なお、そのほかにも、今後一つあらゆる角度から建設業審議会等の方々の御審議もいただき、知恵も拝借いたしまして、建設省といたしましては、極力建設能力の増強に努めていきたいと考えております。

○米田正文君 今お話のような点で、業者の向上をはかつていかれること、これは、もう絶対に私も必要だと思ひます。そのほか、やはり何と云つても発注者が安心して仕事をしてもらえるということが根本ですから、先ほどもちよつと、そういうお話がありました。が、何と云つても注文をする人の立場が、これはもう根本ですから、その人が安心してまかせられる、安心して

仕事をしてもらえるという態勢を作ることが根本だと思ひます。

で、そういうためには、やはりいろいろな問題がありますが、許可制、登録制の根本問題もあり、それから能力判定、能力の講評という点も問題であり、それから今度は業界内部については、大業者と中小業者との間の工事の適正配分の問題があり、まあいろいろ私は重大問題があると思ひます。それからやはりこの資金的な助成をしてやらないと、かけ声ばかりでも、なかなかうまくいかぬと思ひます。それから、資金の足らないところは、資金のめんどうを見てやるような方策を、もう少し強力にやらなければならない。この問題があるのですが、きょうはもう言いませんが、まあ結局私は、そういうものをやつていくのに、この建設業法の改正だけでもいかぬと、やはり公共事業法というよりなものを一つやつたらどうか、これが今、入札制度等についても、会計法の改正等も行なわれんとしておりますけれども、まああいつ會計法というものは、一般の會計の規制をやるのが目的であつて、そういう膨大な事業量が行なわれんとすると、この時期において、公共事業に關して施行する法律というものが要るのじゃないかと、内容的には、いろいろ問題ございまして、が、そういう公共事業法というよりなものの御検討を早急にお願ひをいたしたいと思ひますが、それについてのお答えをいただきたいと思います。

○田中一君 いろいろ調査案件の質問を続けるなら、もう少し続けたい。問題は、単価を上げることなんです。正しい単価を出しになることなんです。何も業者は悪い仕事をしたくない、労働者を泣かしたくない、適正なる単価を算出するところなんです。これが足りないことは、建設大臣も先だつての予算委員会でも明らかに言つておりました。昨年度の単価でいいという考え方を……、あなたの要求は通らないで、昨年度と同じ単価になつておる、それが、合理化しようが何しようが、だれかが出血するんです。業者は、なかなか出血しません、いろいろ経験を待っている……、末端の労働者が結局低賃金になる。妥協なる単価を出しになることなんです。これは不正工事というものをなくすることです。あらゆる面において適正なる単価を出しにならないければ、いい仕事ができないのです。赤字の工事に對しては、銀行は金融いたしません。とんとんにいくという、損がないという工事ならば、今日の建設業に對しては、銀行その他の金融機関は融資をいたしません。正しくない単価だから融資をしないのです。

この点について建設大臣、そのいろいろな方法があるだろうけれども、これはまあ私は予算委員会です、ずいぶんあなたをとおつめたのだから、これ以上聞きたくないけれども、調査案件とか、法律に關係ない問題ならば、まだまだたくさん問題がある。従つて単価を、正しい単価を出しにならないところの問題がある。現に昨年の場合でも、一九九上がつていたのです。これ以上、もつと上がるのはあたりまえなんです。そういう単価を出しにならないから、業者の方にも、いろいろ問題が起きてくるのです。金融措置なんというものは、もうやる仕事には喜んで銀行はひもつきで出します、金は余つてるんですから。出血受注を余儀なくされるから、金融界からの融資もなくなつてくる。これを一つ、単価を上げるといふことに対しては、もうこの国会が終われば、直ちにあなたの方で、予算を、なるべくあなたの手です、やつて下さい。あなたの手でもって三十七年度の予算の編成をしなければならぬと思ひます。

この場合には、一番問題は単価です。それが前年度、三十五年と同じものであるところの問題があるのです。これは一つ建設大臣、そういうこの法律案に關係なしに、そういう調査案件に觸れるなら、伺つておきます。どういう心がまえでやるか。

○田中大臣(中村梅吉君) 確かに事業量を完遂いたしますのは、単価の問題、非常に重要な問題だと思ひます。そこで、三十六年度につきましても、御承知の通り、補助単価に關することは、どうしても大蔵省の了解が得られませんが、予算編成段階から努力をしたのであります。うまいいきませんでしたが、各事業の実施単価につきましては、若干の是正がみられました。が、しかしこれも、もちろん十分ではございません。従ひまして、事業の実施上、今後いろいろ考慮して進めべき問題もあると思ひます。

なお、三十七年度の予算編成の問題につきましても、もう国会が終わりましたら、着々準備を進めなければならぬ時期でもあります。三十七年度のこの単価の問題につきましても、私も特段の力を注ぎたいと思ひます。

○田中一君 三十六年度の予算を、何か実施単価でもつて是正しようという考え方がありならば、これはこのまま参りますと、おそろく六月、七月になると、相当単価が上がると思ひます。公共料金はぼつぼつ上がつてきますから、運賃等が上がると思ひます。ガソリン税も上がつておきます。

そこで、あなたに予算の補正をせよといふことを要求してもどうかと思ひけれども、ほんとに業者に受注をしないといふのは、落札がだんだんみられなくなるという、減少になつてくるのです。その際には、相當な決意がなくては、それこそできつけないのです。これはあるあなたに、予算委員会でも申し上げているから、何にも言いませんけれども、その場合には、予算の補正を要求しようというより、心がまえでありますか。

○委員長(稲浦鹿藏君) 速記とめて。(速記中止)

○委員長(稲浦鹿藏君) 速記始めて。

○田中大臣(中村梅吉君) 補助事業につきましても、実はこれは、実際どうしようもないものなと思ひます。が、建設省で直轄で行ないます事業等につきましては、できるだけ事業の遂行ができるような具体的な配慮をいたしまして、検討して進めていきたいと思ひます。また実は……なるほど予算補正をして単価は正ができれば、非常にけっこうだと思ひますけれども、これは三十

六年度予算編成の際でさえ、最善の努力をいたしまして、この状態で、この結論を得たわけでございますから、予算補正というものは不可能だと思っております。ただ次年度からは一つ、もつと当初から改善のできますように、微力の限りを尽したいと思っております。

○田中一君 あなた、要求大臣なんです。補正予算組んだりする権限は、あなたはないのです。あなたとはにかく、これでは仕事の請け手がなく、何となくして準備を上げるように、要求する大臣なんです。建設大臣から、補正する意思はございませんんて言葉は、私は聞きたくない。あなたが要求するかどうかを伺っているのです。いよいよ受注者がなくなつて、契約する者がなくなつた場合には、この事態を調査して、要求するかどうかというのを伺っているのです。そういうことに、また現実になつた場合には、当然予算の補正を要求しなければなりませんという答弁ならばいいのです。

○国務大臣(中村梅吉君) 今の段階としましては、極力適当な工夫をしまして、この予算の実行のできるように、努力して参りたいと思っております。

○委員(稲浦鹿蔵君) 質疑は終了したものと認めて、これより本案の討論を行ないます。御意見のあり方の方は、賛否を明かにして、お述べを願います。

○委員(稲浦鹿蔵君) 討論を省略いたします。これより本案の採決を行います。

【「省略略略」と呼ぶ者あり】

建設案法の一部を改正する法律案、全部を問題にいたします。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員(稲浦鹿蔵君) 全会一致であります。

よつて本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審議報告につきましては、委員長に御一任願います。

ちよつと速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員(稲浦鹿蔵君) 速記を始め

○委員(稲浦鹿蔵君) 次に、特殊土

じより、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。質疑の

おありの方は、順次御発言願います。

なお、出席者は瀬戸山提出者代理、衆議院建設委員会理事、曾田経済企画庁総合開発局長、小林農林省農地局建設部長、古西農林省振興課長、荒尾建設省砂防課長が出席しております。

○田中一君 特殊土じより対策促進協

議会から報告されている現状と、それからこの概況等は、建設大臣並びに建設省並びに農林省等では、この通り間違いのないというふうな見方をしているのですか。経済企画庁でも同じこと

す。もしもそういふことならば、これはもうむろん、われわれが超党派で提案し、かつ通つた法律でありますから、この実情がさうであるならば、この今回の趣旨であるところの、五カ年

間ですか、この法律を延ばすというこ

とについては、異議がないわけですが、それでも、それを各省から、一つ説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(曾田忠君) 特殊土じより地帯対策事業の計画と、それから進捗状況でございますが、これは先般の審議会で、各省からのいろいろな資料をとりまとめまして、企画庁でまとめたものを審議場に報告してあるのでござ

います。その内容は別に資料がござ

います。大体の進捗状況を申し上げ

ますと……

○田中一君 別の資料について何。別の資料なんてないよ。

○委員(稲浦鹿蔵君) ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員(稲浦鹿蔵君) 速記を始め

○政府委員(曾田忠君) 今お尋ねのものは、お手元の資料の二十三ページの表かと思ひますが。

○田中一君 私は、特殊土じより対策促進協議会から資料として出たものについての内容については、間違ひはないかということを書いておる。

○政府委員(曾田忠君) わかりました。ただいまの「特殊土じより地帯の概要」というパンフレットがござ

います。その二十三ページの資料だと思ひますが、ここに書いてありますように、全体計画といたしまして、三十二年

度から三十六年度までが、一番下の合計欄にござ

います。四百六億

円何がし、実績といたしまして三十二年

度から三十五年

度まで二百三十億

円何がし、実績はちよつとありますけれども、この資料は間違ひござ

○米田正文君 今の二十三ページの表を見ますと、進捗率が五六%になっております。これは三十五年までで

すね。

そこで、これだけのことで、今後五

カ年これを伸ばして、五カ年間に、

これは必ずやれる見込みがありますか、どうですか。

○政府委員(曾田忠君) この資料は、三十二年度から三十五年までと、あ

と三十六年度一カ年間の期間に就いて

おるわけにござ

います。ここに書

いてありますように、たとえば上から申

し上げますと、治山、それから砂防、

河川、道路防除といふものは、こ

れは三十六年度の事業を考へますと、

ほとんど全体計画に近い数字のものが

完了されたのじやないかと考へてお

ります。残つております大きな問題は、

農地保全あるいは農地改良関係の事業

にござ

います。いろいろお話があるかと思ひますが、相当進捗率はおくれしておりますけれども、もちろん今後延期されます五カ年

間におきましては、当然この事業、あるいはこれにプラスされました事業計画を作りまして進捗をはかるべきではないかと考へております。

○米田正文君 もう五カ年計画を二度

やつて、十年やつたわけですが、だから特殊土じより地帯は、これは当初、

こ

ういふ雨が降ればすぐ流れるような土質のところであつて、防災上特に緊急な地域であるから、特別法を作つて、早くこれらの地域の防災事業を完

成したいというのが、これのもともとの趣旨なんです。実績がこ

こでみると、あまりよくないように思ひますが、一つ、この次の五カ年計画には、

政府全体で協力されて、これを五カ年

で全部今度は完成するというような意

気込みでやつてもらいたいと思ひ。そ

れで一つ、その御決意を聞いて、私

は質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 今度の五カ

年計画は、間違ひなく完成するように

いたす考へてござ

います。

○内村清次君 今の、間違ひなく完成

するとおっしゃるのですけれども、今

の質問の要点は、四十一年度までにあ

を十分政府としてはお考えになつて、そして第三次では、少なくともこの特殊土じより地帯に災害がないような実施計画を、はつきりやうていきたい、完遂していくという御決意を言つていただかないと、ちよつと今の答弁では、私は物足りないと思つたのです。

○國務大臣(中村梅吉君) 実は私、今申し上げましたのは、今度の五カ年計画、二十九ページのところに表がございまして、今御指摘の金額でございまして、これは完遂をしていくようにという意味で申し上げたのでございまして、ことに建設省所管関係といたしましては、治水五カ年計画もできまして、御承認をいただいて進めておりますわけで、この治水五カ年計画と見合せて、ここにあげてあります新しい五カ年計画は、計上いたしておりますので、必ず建設省関係に関する限りは完全に行うことができると、こう思つておるわけでございまして。

○田上松衛君 建設大臣が、建設省に關する限りは、こう言われたから、それだけ聞けばいいんですけれども、まあこれをやると、あなたの方で言われるのだが、農地保全の中の防災ため池——これは字が間違つてゐるけれども——たつた〇・四％しかやらないのですか。これを、必ずこの間にはなしとげるなんということが、一体まともに聞ける話なんですか。それは、どうなんですか。これを含んで必ずやるといふことなんですか。二十三ページのところの今指摘をされた……

○説明員(小林国司君) ただいま、防災ため池が〇・四％しかできていないのでございまして、これはまだ始まつたばかりでございまして、この事業、

三十二年から五カ年計画が始まつた当初には、これは入つておりませんでしたが、非常にこれはおくれておりますが、これからの事業でございまして、それから農林省関係の事業のパーセンテージがかなりおくれておりますけれども、三十六年度でかなり事業を進める予定になっておまして、これは三十五年度までの進捗率でございまして、これに三十六年度を加えて、さらに五カ年間延長していただきますならば、残事業については、全部できると思つてゐるわけでございまして。

○内村清次君 もう一点。これは大事なことですから、申し上げておきますが、この資料を見てもみますと、先ほど言われたように、建設省関係、それから農林省関係、こういった関係官庁の事業の進捗率といふものが非常にまちまちです。これを調整するのが、企画庁の方で調整しておるだろつと思ひますけれども、企画庁の方では、進捗率の調整といふものを、これはやはりしていかなくちゃ、これは調整費用といたしまして十億圓くらい出しておられますけれども、もちろんこういった調整費用を十分生かして、事業の進捗をやらないと、先ほど代表で御答弁になりましたように、四十一年度までに、次の五カ年計画で、事業の完遂といふものはどうして——ある省は完遂した。今、建設大臣が言われたように、つまり建設省に限つては、必ずやります、農林省の方は、おくれておる、こういったことでは、せつかくの災害防除ができないと思ひますから、この調整を十分していくように、一つ政府の方では考えていただきたいと思つたので

すが、この点につきまして、總括的に一つ御答弁をお願いしておきたいと思ひます。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) その前に一つ。

これの提案者側の代表として、一言今の問題に触れまして、この資料に詳細に申し上げておるわけでありまして、この特殊土じより地帯のこういう特殊な土じより、それからその他気象状況、こういったものを勘案いたしますと、この事業計画を進めるについては、ある程度やはり、まあ順序と申しますか、それを考えなければならぬ。この地方が、非常にこういう侵食性の強い土壌であり、それがもとになつて、災害が非常に多い。反面においては生産力が非常に低い。これを何とか処置をしよう、これが法律の目的になつておるわけで、そこで今問題になりました第二次五カ年計画の、二十三ページの表をのぞいてみると、明らかに三ページの方でありますが、建設省関係が非常に進んでおつて、農林省関係が非常に遅れておる。全体的にいつて、私どもこの法律の提案をいたしました者といつたしましては、計画が、計画通りいつておらないといふことは不満でありまして、これは国家財政等の事情によるといふことで、一応はやむを得ないといふことも考えておりますが、全体的にここに、昭和三十五年まで約六〇％といふことは、政府が計画をして、事業がおかれておるといふことは困るのであります。この細部にわたつては、ごらんの通り、治山あるいは砂防、河川、道路、防災、こういったいわゆる建設省関係の仕事が相当程度に進んでおる。これは、こういったところを早く処

置をしなければ、その下流あるいは末端あるいはその近傍にある農地関係の仕事が、先にやつても、さらにまた災害を受ける、こういったふうな事情になつておりますので、仕事の順序といつたしましては、やはりそういう面を先に処置をしなければ、他の、たんなる畑といふものが困るのだ、こういった状況になつておりますから、こういった財政的な進み方になつておると思ひます。

その中で、ごらんになつてもわかりますけれども、農林省関係で農地保全事業のうちで、シラス対策というのが、この地方の土壌の関係で、これを優先的に申しますか、先にやらないと、そのほかの事業は、せつかく金を注ぎ込んでも再び災害を受ける、こういった事情でありますから、おかれておる中で、シラス対策といふものが非常に進んでおるの、この地方の土壌の特性に基づく、こういった事情であります。でありますから、先ほど農林省からお話もありましたが、今後は、今までもおかれておりましたものも進めますといふ話は、大体その地方の重要な部分を建設省関係でやつて、それに応じて、あとをやるという仕事の段取りと申しますか、こういった事情になつておることを、どうか一つ御了解をお願いいたします。

○委員長(稲浦鹿藏君) ほかに御質疑はございせんか。——ほかに御質疑もないようでございますから質疑は終了したものと認め、討論を省略して、直ちに採決を行ないたいと思ひます。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(稲浦鹿藏君) 御異議ないものと認めます。

それでは、特殊土じより地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案、全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲浦鹿藏君) 全会一致であります。よつて本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。なお審査報告書につきましては、委員長に御一任を願ひます。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十九分散会

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公共用地の取得に関する特別措置法案

公共用地の取得に関する特別措置法案

公共用地の取得に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定公共事業の認定(第三条・第十一条)

第三章 土地の取用又は使用に関する特則

第一節 事業の認定(第十二条・第十三条)

第二節 土地細目の公告(第十四条・第十六条)

第三節 裁決及び損失の補償(第十七条・第三十八條)

公共用地の取得に関する特別措置法案

公共用地の取得に関する特別措置法案

第四節 土地収用法による事業

の認定を受けている事業及び都市計画事業（第三十九条・第四十条）

第四章 雑則（第四十一条―第五十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、土地等を収用し、又は使用することができ、事業のうち、公共の利害に特に重大な関係があり、かつ、緊急に施行することを要する事業に必要な土地等の取得に關し、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の特例等について規定し、これらの事業の円滑な遂行と土地等の取得に伴う損失の適正な補償の確保を図ることを目的とする。

（特定公共事業）

第二条 この法律において「特定公共事業」とは、土地収用法第三条各号の一に該当するものに關する事業又は都市計画法（大正八年法律第三十六号）第十六条第一項に規定する都市計画事業のうち、次の各号の一に該当するものに關する事業で、起業者が第七條（第四十五條）の規定による建設大臣の認定を受けたものをいう。

一 高速自動車国道若しくは一級国道又は二級国道のうち政令で定める主要な区間

二 日本国有鉄道が設置する幹線鉄道のうち政令で定める主要な区間

三 第一種空港

四 都の特別区の存する区域又は人口五十万以上の市の区域における交通の混雑を緩和するため整備することを要する道路、駅前広場、鉄道又は軌道で政令で定める主要なもの

五 公衆電気通信業務に対する需要の急激な増加に対応するため整備することを要する電話施設のうち、都の特別区の存する区域若しくは人口五十万以上の市の区域に設置する政令で定める主要な施設又は政令で定める主要な市外通話幹線路の中継施設

六 河川法（明治二十九年法律第七十一号）が適用される河川若しくはその河川に設置する政令で定める主要な治水施設又は広域的な用水対策を緊急に講ずる必要のある地域に給水するため設置する政令で定める大規模な利水施設

七 電気に関する臨時措置に關する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）による電気事業の用に供する発電施設又は送電変電施設で政令で定める主要なもの

八 前各号の一に掲げるものに關する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の前所又は宿舎その他の施設

第二章 特定公共事業の認定（事業の説明等）

第三条 起業者は、特定公共事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、事業の目的及び内容並びに事業を緊急に施行することを要する理由について、事業を施行しようとする土地が所在する都道府県の知事及び市町村（都の特別区の存する区域にあつては、特別区）の長並びにその土地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるよう努めなければならない。

この場合において、住民に対する説明及びその意見の聴取については、少なくとも建設省令で定める程度の措置を講じなければならない。

2 都道府県知事及び市町村長（都の特別区の存する区域にあつては、特別区長）は、前項の起業者に対し、事業の用に供する土地の取得について協力しなければならない。

（特定公共事業の認定の申請）

第四条 起業者は、特定公共事業の認定を受けようとするときは、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した特定公共事業認定申請書を建設大臣に提出しなければならない。

- 一 起業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 起業地
- 四 特定公共事業の認定を申請する理由

2 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 起業地及び事業計画を表示する図面
- 三 起業地内に土地収用法第四条に規定する土地があるときは、その土地に関する調査、図面及び当該土地の管理者の意見書
- 四 起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書
- 五 事業の施行に關して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証明する書類又は当該行政機関の意見書

六 前条第一項の規定により講じた措置の経過説明書

3 前項第三号から第五号までに掲げる意見書は、起業者が意見を求めた日から三週間を経過してもこれを取得することができなかったときは、添附することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかった事情を疎明する書面を添附しなければならない。

（手数料）

第五条 前条第一項の規定によつて特定公共事業の認定を申請する者は、二万円をこえない範囲内において政令で定める額の手数を国に納めなければならない。ただし、これらの者が国又は都道府

県であるときは、この限りでない。

（特定公共事業認定申請書の欠陥の補正及び却下）

第六条 第四条の規定による特定公共事業認定申請書及びその添附書類が同条又は同条に基づく建設省令に規定する方式を欠くときは、建設大臣は、相当な期間を定め、その欠陥を補正させなければならない。前条の規定による手数料を納めないときも、同様とする。

2 起業者が前項の規定により欠陥の補正を命ぜられたにもかかわらず、その定められた期間内に欠陥の補正をしないときは、建設大臣は、特定公共事業認定申請書を却下しなければならない。

（特定公共事業の認定の要件）

第七条 建設大臣は、申請に係る事業が次の各号のすべてに該當するときは、公共用地審議会の議を経て、特定公共事業の認定をすることができ、

- 一 事業が土地収用法第三条各号の一に該當するものに關する事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業のうち、第二条各号の一に該當するものに關するものであること。
- 二 起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること。
- 三 事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。
- 四 事業が公共の利害に特に重大な関係があり、かつ、緊急に施

行することを要するものであること。

(特定公共事業の認定の手續)

第八条 土地収用法第二十一条から第二十五条までの規定は、特定公共事業の認定を行なう場合に準用する。この場合において、同法第二十一条第一項中「第十八条第三項」とあるのは「公共用地の取得に関する特別措置法第四条第三項」と、同法第二十四条第一項中「第二十条」とあるのは「公共用地の取得に関する特別措置法第七条」と読み替へるものとする。

(特定公共事業認定申請書の縦覧)

第九条 市町村長(土地収用法第四十条の規定が適用される場合において、各場合に応じて、それぞれ、特別区長、市の区長又は町村組合の管理者。以下この条及び第十八条において同じ。)が前条において準用する同法第二十四条第一項の書類を受け取つた日から二週間を経過しても、前条において準用する同法第二十四条第二項の規定による手續を行わないときは、起業者の申請により、当該市町村長に代わつてその手續を行なうことができる。

2 前項の規定により、都道府県知事が市町村長に代わつて手續を行なうとするときは、あらかじめ、その旨を当該市町村長に通知しなければならない。

3 前項の規定による都道府県知事の通知を受けた後においては、市町村長は、当該事件につき、前条において準用する土地収用法第二

十四条第二項の規定による手續を行なうことができる。

(特定公共事業の認定の告示)

第十条 建設大臣は、第七条の規定によつて特定公共事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知するとともに、起業者の名称、事業の種類及び起業者を官報で告示しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、関係都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 特定公共事業の認定は、第一項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

(特定公共事業の認定の拒否の通知)

第十一条 建設大臣は、特定公共事業の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知しなければならない。

第三章 土地の収用又は使用に関する特則

第一節 事業の認定

(特定公共事業の認定と事業の認定との関係)

第十二条 特定公共事業の用に供する土地の収用又は使用については、特定公共事業の認定又は第十条第一項の規定による告示があつたときは、それぞれ、土地収用法第二十条の規定による事業の認定又は同法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつたものとみなす。

2 前項の規定によりあつたものとみなされた土地収用法第二十条の

規定による事業の認定が、同法第二十九条又は第三十条第四項の規定によりその効力を失つたときは、特定公共事業の認定も、将来に向かつて、その効力を失う。

(事業の認定の失効)

第十三条 特定公共事業については、土地収用法第二十九条中「三年」とあるのは、「一年」とする。

第二節 土地細目の公告

(あつせん継続中の土地細目の公告の申請)

第十四条 特定公共事業については、土地収用法第三十一条第二項の規定は、第十二条第一項の規定によりあつたものとみなされた同法第二十条の規定による事業の認定が同法第二十九条の規定によりその効力を失う前二週間において適用しない。

(土地調査及び物件調査の作成)

第十五条 特定公共事業の起業者は、土地所有者、関係人その他の者が正当な理由がないのに土地収用法第三十五条第一項の規定による同法第三十六条第一項に規定する土地調査又は物件調査の作成のための立入りを拒み、又は妨げたため、同法第三十五条第一項の規定による測量又は調査をすることが著しく困難であるときは、他の方法により知ることができる程度でこれらの調査を作成すれば足りるものとする。この場合においては、調査にその旨を附記しなければならない。

(土地細目の公告の失効等)

第十六条 特定公共事業において、土地収用法第三十九条、第四

十一条及び第一百六条第一項中「二年」とあるのは、「六月」とする。

第三節 裁決及び損失の補償

(裁決申請書)

第十七条 第十五条に規定する場合においては、土地収用法第四十二条第一項第二号の書類に記載すべき同号に掲げる事項のうち、収用し、又は使用しようとする土地の面積以外の事項については、同法第三十五条第一項の規定による方法以外の方法により知ることができる程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、その書類にその旨を附記しなければならない。

(裁決申請書の縦覧)

第十八条 第九条の規定は、市町村長が特定公共事業に係る土地収用法第四十四条第一項の書類を受け取つた日から二週間を経過しても同条第二項の規定による手續を行なわない場合に準用する。この場合において、同条第一項中「起業者」とあるのは、「裁決の申請に係る土地」と読み替へるものとする。

2 都道府県知事は、収用委員会に対して前項の規定により土地収用法第四十四条第二項の規定による公衆の縦覧に供しなければならない書類の送付を求めることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定により土地収用法第四十四条第二項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、公告の日を収用委

員会に通知しなければならない。

(却下の裁決)

第十九条 特定公共事業については、土地収用法第四十七条第二号中「第十八条第二項第一号」とあるのは「公共用地の取得に関する特別措置法第四条第二項第一号」と、「事業認定申請書」とあるのは「特定公共事業認定申請書」とする。

(緊急裁決)

第二十条 収用委員会は、特定公共事業に係る収用又は使用の裁決が遅延することによつて事業の施行に支障を及ぼすおそれがある場合において、起業者の申立てがあつたときは、土地収用法第四十八条第一項各号に掲げる事項のうち、損失の補償に関するものでまだ審理を尽くしていないものがある場合においても、同項の規定による裁決をすることができ。

2 前項の規定による申立ては、建設省令で定める様式に従い、書面で行なければならない。

3 第一項の規定による申立てがあつたときは、収用委員会は、その旨を土地所有者及び関係人に通知しなければならない。

第二十一条 前条第一項の裁決(以下「緊急裁決」という。)においては、土地収用法第四十八条第一項各号に掲げる事項のうち、損失の補償に関するものについては、裁決の時までに収用委員会の審理に現われた意見書、鑑定の結果その他の資料に基づいて判断することができ程度において裁決すれば足りるものとする。ただし、損失の補償をすべきものと認められるに

かかわらず、補償の方法又は金額について審理を尽くしていないものについては、概算見積りによる仮補償金を定めなければならない。

2 前項ただし書に規定するもののほか、なお審理を要すると認める事項については、裁決書の理由において、その旨を記載しなければならない。

(物件の収用請求権)

第二十二條 第二十条第一項の規定による申立てに係る土地にある物件の所有者は、その物件の収用を請求することができる。

(仮住居による補償)

第二十三條 第二十条第一項の規定による申立てに係る土地に現に居住の用に供している建物がある場合において、その建物の住居者が仮住居を必要とするときは、仮住居に要する費用に充てるべき補償金に代えて、起業者が仮住居を提供することを収用委員会に要求することができる。

2 収用委員会は、前項の規定による要求が相当であると認めるときは、仮住居の位置、構造、規模、提供期間その他必要な事項を定めて裁決することができる。

(前二条の請求又は要求の期限)

第二十四條 収用委員会は、前二条の規定により請求又は要求をすることができるときに、第二十条第三項の規定による通知をするときは、あわせて土地収用法第六十五条第一項第一号の規定に基づき、それらの請求又は要求について一定の期限までに意見書を提出すべ

き旨を命じなければならない。この場合において、その期限は、通知の到達した日から一週間を経過した日以後でなければならない。

(緊急裁決前の措置)

第二十五條 収用委員会は、緊急裁決をしようとするときは、あらかじめ、収用後又は使用後においても補償金額を適正に算定することができるように、土地及び物件の状況について必要な調査をしておかなければならない。ただし、土地所有者、関係人その他の者が正当な理由がないのにその調査を拒み、又は妨げたときは、この限りでない。

(担保の提供)

第二十六條 収用委員会は、緊急裁決をする場合において、損失の補償の義務の履行を確保するため必要があると認めるときは、起業者が担保を提供しなければならない旨の裁決をすることができる。

2 土地収用法第八十三条第四項から第七項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「工事」を完了したとあるのは「損失の補償の義務を履行」と、同条第五項中「耕地の造成による損失の補償の義務」とあるのは「損失の補償の義務」と読み替えるものとする。

(仮補償金の払渡し等)

第二十七條 第二十一条第一項ただし書の規定による仮補償金は、土地収用法第九十五条第一項及び第二項（第三号を除く）、第九十九条第三項及び第四項、第百条並び

に第百四条の規定の適用については、同法第四十八条第一項の規定による裁決に係る補償金とみなす。

(担保の供託)

第二十八條 緊急裁決があつた場合においては、土地収用法第九十六条中「第八十四条第三項」とあるのは、「第八十四条第三項及び公共用地の取得に関する特別措置法第二十六条第二項」とする。

(仮住居の提供)

第二十九條 起業者は、第二十三条第二項の規定に基づく仮住居の提供を裁決で定められた提供期間の始期までにしなければならない。

2 起業者は、第二十三条第二項の規定に基づく仮住居の提供を受けるべき者が仮住居への入居を拒んだときは、建設省令で定めるところにより、その仮住居が裁決で定められた条件に適合し、かつ、相当なものであることについて収用委員会の確認を受けなければならない。

3 起業者から裁決で定められた提供期間の始期までに仮住居の提供を受けなかつた者又は仮住居への入居を拒んだ者が居住の用に供している建物については、それぞれ、その提供を受けるまで又は前項の確認があるまでは、土地収用法第九十八条の規定は、適用しない。

(補償裁決)

第三十條 収用委員会は、損失の補償に関する事項で緊急裁決の時までに審理を尽くさなかつたものに

ついては、なお引続き審理し、遅滞なく裁決しなければならない。

2 前項の規定による裁決（以下「補償裁決」という。）に関しては、この法律に特別の定めのあるものを除き、土地収用法中同法第四十八条第一項の規定による裁決に関する規定の適用があるものとする。

ただし、同法第七章の規定は、補償裁決のうち、その裁決で認められた同法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による請求に基づく収用に係る部分に関してのみ適用があるものとする。

(残地収用等の場合における補償額算定の時期)

第三十一條 補償裁決において土地収用法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による請求を認める場合における土地所有者及び関係人の損失（同条第三項第三号に規定する損失を含む。）は、その裁決の時の価格によつて算定して補償しなければならない。

(土地収用法第百四条の規定による権利者がある場合の替地等の要求)

第三十二條 土地所有者又は関係人は、仮補償金に対し土地収用法第百四条の規定による権利を有する者がある場合においては、その権利を有する者の同意を得て、建設省令で定めるところによりその旨を収用委員会に届け出なければ、補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき旨の要求をすることができない。

(清算)

第三十三條 補償裁決で定められた補償金額と緊急裁決で定められた仮補償金の額とに差額があるとき、及び補償裁決により補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき旨が定められたときは、起業者及び土地所有者又は関係人は、金銭をもつて清算しなければならない。

2 起業者又は土地所有者若しくは関係人は、補償裁決で定められた補償金額と緊急裁決で定められた仮補償金の額との差額につき、収用又は使用の時期から前項の規定による清算金の支払の期限（その差額のうち、補償金の全部又は一部に代えて、替地が提供されるべき部分についてはその提供の期限、替地以外の給付がされるべき部分については補償裁決の時）までの期間については、年六分の利率により算定した利息を支払わなければならない。

(補償裁決で定める事項)

第三十四條 補償裁決においては、第三十条第二項ただし書に規定するものを除き、前条の規定による清算金及び利息の額並びに裁決に基づき起業者、土地所有者又は関係人の義務を履行すべき期限を定めなければならない。

2 補償裁決においては、起業者が裁決に基づく義務の履行を怠つた場合に支払うべき過怠金を定めることができる。

(物上代位)

第三十五条 先取特権、質権又は抵当権の目的物が取用され、又は使用された場合において、補償裁決で定められた補償金額が緊急裁決で定められた仮補償金の額をこえるときは、これらの権利は、第三十三条第一項の規定による清算金に對しても行なうことができる。ただし、その払渡し前に差押えをしなければならぬ。

(同時履行)

第三十六条 起業者が補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき場合において、土地所有者又は関係人が第三十三条の規定により支払うべき清算金及び利息があるときは、起業者又は土地所有者若しくは関係人は、相手方がその義務を履行するまでは、自己の義務の履行を拒むことができる。

(強制執行)

第三十七条 補償裁決に対する土地収用法第三十三条第一項の規定による訴の提起がなかつたときは、その裁決は、第三十三条の規定による清算金及び利息又は第三十四条第二項の規定による過怠金を請求する権利の強制執行に關しては、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百五十九条第三号の規定による債務名義とみなす。

2 土地収用法第九十四条第十一項及び第十二項の規定は、前項の場合に準用する。

(建物による補償)

第三十八条 特定公共事業の用に供する土地にある建物の所有者は、その建物が取用される場合において、土地収用法第八十二条第一項の規定による要求をするときは、その建物に対する補償金の全部又は一部に代えて、その要求に基づいて提供される土地にある建物をもち、損失を補償することを収用委員会に要求することができる。

2 特定公共事業の用に供する土地にある建物の賃借人(一時使用のため建物を賃借りした者を除く)は、その建物が取用されるときは、その建物の賃借権に対する補償金の全部又は一部に代えて建物の賃借権をもつて、損失を補償することを収用委員会に要求することができる。

3 前二項の規定による要求及びその要求に基づいて提供される建物又は建物の賃借権に關しては、土地収用法第八十二条第一項の規定による要求及びその要求に基づいて提供される同項に規定する替地の例による。

第四節

土地収用法による事業の認定を受けようとする事業及び都市計画事業

(土地収用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業)

第三十九条 土地収用法第二十條の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法第十六條第一項に規定する都市計画事業に係る特定公共事業の認定については、

る特定公共事業の認定については、第四條第二項第三号から第五号まで及び第三項、第八條、第九條並びに第十二條の規定は、適用しない。

2 土地収用法第二十條の規定による事業の認定を受けている事業で特定公共事業の認定を受けたものについては、第十三條の規定にかかわらず、同法第二十九條中「第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは、「公共用地の取得に關する特別措置法第十條第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年」とする。

3 前項に規定する事業については、土地収用法第二十條の規定による事業の認定が同法第二十九條又は第三十條第四項の規定によりその効力を失つたときは、特定公共事業の認定も、将来に向かつて、その効力を失う。

4 都市計画法第十六條第一項に規定する都市計画事業についてした特定公共事業の認定は、起業者が第十條第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年以内に土地収用法第三十一條の規定による土地細目の公告の申請をしないときは、期間満了の日の翌日から将来に向かつて、その効力を失う。

5 土地収用法第三十一條第二項の規定は、第二項に規定する事業については、同法第二十條の規定による事業の認定が同法第二十九條の規定によりその効力を失う前二週間の効力を失う。

間、都市計画法第十六條第一項に規定する都市計画事業で特定公共事業の認定を受けたものについては、その認定が前項の規定によりその効力を失う前二週間においては、適用しない。

6 土地収用法第二十條の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法第十六條第一項に規定する都市計画事業で、土地収用法第三十三條の規定による土地細目の公告がその効力を有する期間中に第十條第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつたものの当該土地細目の公告に關しては、第十六條の規定にかかわらず、同法第三十九條、第四十一條及び第四十六條第一項中「一年」とあるのは、「一年以内で公共用地の取得に關する特別措置法第十條第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から六月」とする。

第四十條 都市計画法第十六條第一項に規定する都市計画事業で、同法第二十條第一項の規定による裁定の申請前に第十條第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつたものについては、同法第三十條の規定は、適用しない。

第四章 雜則

(土地収用法第三十三條の規定の適用)

第四十一條 特定公共事業については、土地収用法第三十三條の規定は、適用しない。

(訴願及び訴訟)

第四十二條 第二十二條の規定による請求に係る裁決があつた場合に

おける土地収用法第二百二十九條第二項の規定の適用については、その裁決は、同法第七十八條の規定による請求に係る裁決とみなす。

2 緊急裁決のうち、仮補償金及び第二十一條第二項の規定により裁決書に記載された事項については、損失の補償に關する訴を提起することができる。

(期間の計算及び通知の方法)

第四十三條 土地収用法第三十五條の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による期間の計算方法及び通知の方法について準用する。

(手続の承継等)

第四十四條 土地収用法第九條、第十條、第二百二十七條及び第三百三十六條の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による起業者並びに土地所有者及び関係人の権利義務及び手続その他の行為について準用する。

(権利、物件及び土石砂れきの取用又は使用に關する準用規定)

第四十五條 第二章、第三章(第三十一條を除く)、第四十一條、第四十二條及び前條の規定は、土地収用法第五條に掲げる権利若しくは同法第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を取用し、若しくは使用する場合又は同法第七條に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。この場合において必要な技術的観替は、政令で定める。

(現物給付)

第四十六條 特定公共事業に必要な土地等を提供する者がその対償と

して土地又は建物の提供、耕地又は宅地の造成その他金銭以外の方法による給付を要求した場合において、その要求が相当であると認められるときは、特定公共事業を施行する者は、事情の許す限り、その要求に応ずるよう努めなければならない。

(生活再建等のための措置)

第四十七条 特定公共事業に必要な土地等を提供することによつて生活の基礎を失ふこととなる者は、前条の規定による要求をする場合において必要があるとき、又はその受ける対償と相まつて実施されることを必要とする場合においては、生活再建又は環境整備のための措置で次の各号に掲げるものの実施のあつせんを都道府県知事に申し出ることができる。

- 一 宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に関すること。
- 二 住宅、店舗その他の建物の取得に関すること。
- 三 職業の紹介、指導又は訓練に関すること。
- 四 他に適当な土地がなかつたため環境が著しく不良な土地に住居を移した場合における環境の整備に関すること。
- 五 前項の規定による申出は、政令で定めるところにより、書面で行ななければならない。
- 六 都道府県知事は、第一項の規定による申出があつた場合において、その申出が相当であると認めるときは、関係行政機関、関係市町村長(都の特別区の存する区域

にあつては、関係特別区長)、その申出をした者又はその代表者及び特定公共事業を施行する者と協議して、生活再建計画を作成するものとする。

4 特定公共事業を施行する者は、生活再建計画のうち、特定公共事業に必要な土地等を提供する者に対する対償となる事項を実施しなければならない。

5 国及び地方公共団体は、法令及び予算の範囲内において、事情の許す限り、生活再建計画の実施に努めなければならない。

(公共用地審議会)

第四十八条 特定公共事業の認定に関する事項を審議させるため、建設省の附属機関として公共用地審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

第四十九条 審議会は、委員七人以上で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣の承認を得て建設大臣が任命する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 審議会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

(政令への委任)

第五十条 この法律に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項その他この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表中公共用地取得制度調査会の項を次のように改める。

公共用地審議会	公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十一年法律第百三十一号)に基づき特定公共事業の認定に関する事項を審議すること。
---------	---

第二十二条を次のように改める。

第二十二條 公共用地審議会は、第十条第一項に規定する事項のほか、昭和三十一年三月三十一日までの間に限り、建設大臣の諮問に依りて公共用地の取得に伴う損失の補償の基準その他公共用地取得制度に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べることができる。

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、南日本国建設促進に関する請願(第二〇一七号)
- 一、積雪災害対策に関する請願(第二〇八六号)

第二〇一七号 昭和三十六年四月十八日受理

南日本国建設促進に関する請願

請願者 神戸市長 原口忠次郎 外百六十八名

紹介議員

- 米田 正文君 竹中 恒夫君 塩見 俊二君 岩沢 忠恭君 稲浦 鹿蔵君 矢嶋 三義君 谷口弥三郎君 内村 清次君 基 政七君 鹿島守之助君 天埜 良吉君 小沢久太郎君 梶原 茂嘉君 松浦 清一君 中野 文門君 青田源太郎君 岡崎 真一君 岸田 幸雄君 松澤 兼人君 紅露 みつ君 三木與吉郎君 堀本 宜実君 増原 恵吉君 寺尾 豊君 坂本 昭君 後藤 義隆君 村上 春蔵君 野上 進君 林田 正治君 森中 守義君 平島 敏夫君 佐多 忠隆君 田中 茂穂君 谷口 慶吉君

第二〇八六号 昭和三十六年四月二十日受理

積雪災害対策に関する請願

請願者 福島県議会議長 鈴木 寅之助君

紹介議員

松平 勇雄君 例年東北、北海道及び北陸地方等積雪地帯は多大の積雪の災害を被つてゐる。特に今年は異状降雪があり、福島県会津地方及び中通り山地は、推定十億三千万円の巨額に達する災害で状況調査の推移に伴つては、更に増加しつつある状況にあり、県は、これが応急対策を講じ、復旧に努力しているが、災害の激しさと地方財政の現状から適切な施策を期し得ない実情にあるから、積雪地域の特殊災害に対する恒久的かつ総合的な対策として、すみやかにこれが法制措置並びに財政措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十六年五月九日印刷

昭和三十六年五月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局